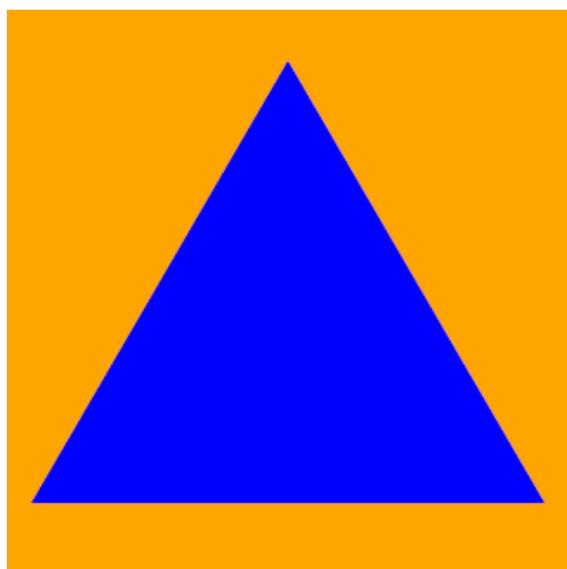


# 青梅市国民保護計画



平成19年3月  
(平成28年9月変更)

青 梅 市



# 目 次

第1編 総 論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務、市国民保護計画の位置づけ等	1
2 計画の構成	1
3 計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 関係機関の事務または業務の大綱等	5
第4章 市の地理的、社会的特徴	10
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	13
1 武力攻撃事態	13
2 緊急処理事態	15
3 NBCを使用した攻撃	16
第2編 平素からの備え	17
第1章 組織・体制の整備等	17
第1 市における組織・体制の整備	17
1 市における平素の業務	17
2 市職員の参集基準等	20
3 消防の初動体制の把握等	22
4 国民の権利利益の救済にかかる手続等	23
第2 関係機関との連携体制の整備	24
1 基本的考え方	24
2 都との連携	24
3 近接市町村との連携	25
4 指定公共機関等との連携	25
5 事業所に対する支援	26
6 自主防災組織等に対する支援	26
第3 通信の確保	27
第4 情報収集・提供等の体制整備	27
1 基本的考え方	27
2 警報等の伝達に必要な準備	29
3 安否情報の収集、整理および提供に必要な準備	30
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	31
第5 特殊標章等の交付または使用許可にかかる体制の整備	33
第6 研修および訓練	34
1 研修	34
2 訓練	35

第2章	避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する備え	36
1	避難に関する基本的事項	36
2	避難実施要領のパターンの作成	37
3	救援に関する基本的事項	37
4	運送業者の輸送力・輸送施設の把握等	38
5	避難施設の指定への協力	39
6	生活関連等施設の把握等	40
第3章	物資および資材の備蓄、整備	42
1	市における備蓄	42
2	市が管理する施設、設備の整備および点検等	42
第4章	国民保護に関する啓発	44
1	国民保護措置に関する啓発	44
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	44
3	赤十字標章等および特殊標章等に関する普及・啓発	45
第3編	武力攻撃事態等への対処	46
第1章	初動連絡体制の迅速な確立および初動措置	46
1	事態認定前における危機管理連絡室等の設置および初動措置	46
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	47
第2章	市国民保護対策本部の設置等	49
1	市保護本部の設置	49
2	通信の確保	56
3	特殊標章等の交付および管理	57
第3章	関係機関相互の連携	58
1	国・都の対策本部との連携	58
2	都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	58
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	59
4	他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	59
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	60
6	市の行う応援等	60
7	自主防災組織等に対する支援等	60
8	住民への協力要請	61
第4章	国民の権利・利益の救済にかかる手続	62
第5章	警報および避難の指示等	63
第1	警報の伝達等	63
1	警報の内容の伝達・通知	63
2	警報の内容の伝達方法	64
3	緊急通報の伝達および通知	64
第2	避難住民の誘導等	66

1	避難の指示の伝達	6 6
2	避難実施要領の策定	6 7
3	避難住民の誘導	6 9
4	想定される避難の形態と市による誘導	7 2
第6章	救援	7 7
1	救援の実施	7 7
2	関係機関との連携	7 7
3	救援の程度および方法の基準	7 7
4	救援の内容	7 8
第7章	安否情報の収集・提供	8 2
1	安否情報の収集	8 2
2	都に対する報告	8 3
3	安否情報の照会に対する回答	8 3
4	日本赤十字社に対する協力	8 4
第8章	武力攻撃災害への対処	8 5
第1	武力攻撃災害への対処	8 5
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	8 5
2	武力攻撃災害の兆候の通報	8 5
第2	応急措置等	8 6
1	退避の指示	8 6
2	警戒区域の設定	8 9
3	応急公用負担等	8 9
4	消防に関する措置等	9 0
第3	生活関連等施設における災害への対処等	9 1
1	生活関連等施設の安全確保	9 1
2	危険物質等にかかる武力攻撃災害の防止および防除	9 1
第4	N B C 攻撃による災害への対処等	9 2
第9章	被災情報の収集および報告	9 5
第10章	保健衛生の確保その他の措置	9 7
1	保健衛生の確保	9 7
2	廃棄物の処理	9 8
第11章	国民生活の安定に関する措置	9 9
1	生活関連物資等の価格安定	9 9
2	避難住民等の生活安定等	9 9
3	生活基盤等の確保	9 9
第4編	復旧等	1 0 0
第1章	応急の復旧	1 0 0
1	基本的考え方	1 0 0

2	公共的施設の応急の復旧	100
第2章	武力攻撃災害の復旧	101
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	102
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	102
2	損失補償および損害補償	102
3	総合調整および指示にかかる損失の補てん	102
第5編	大規模テロ等（緊急対処事態）への対処	103
第1章	初動対応力の強化	104
1	危機管理体制の強化	104
2	対処マニュアルの整備	104
3	発生現場における連携協力のための体制づくり	105
4	不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	105
5	装備・資材の備蓄、調達	105
6	訓練等の実施	105
7	住民・昼間市民への啓発	106
第2章	平時における警戒	107
1	危機情報等の把握・活用	107
2	危機情報等の共有	107
3	警戒対応	107
第3章	発生時の対処	108
1	市緊急対策本部の設置指定が行われている場合	108
2	市緊急対策本部の設置指定が行われていない場合	108
3	市災害対策本部等による対応	108
4	市緊急対策本部への移行	110
第4章	大規模テロ等の類型に応じた対処	111
1	危険物質を有する施設への攻撃	111
2	大規模集客施設等への攻撃	111
3	大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	112
4	大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	113
5	大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	114
6	交通機関を破壊手段とした攻撃	115

# 第1編 総 論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

青梅市は、住民の生命、身体および財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について、次のとおり定める。

### 1 市の責務、市国民保護計画の位置づけ等

#### (1) 市の責務

市（市長およびその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）および東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）にもとづき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定にもとづき、市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市域にかかる国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 2 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総 論

第2編 平素からの備え

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

資料編

### 3 計画の見直し、変更手続

#### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置にかかる研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

また、市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

#### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定にもとづき、市国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、市議会に報告し、公表する。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問および都知事への協議は要しない。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続のもとに行う。<sup>(\*)</sup>

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置にかかる不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済にかかる手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、都、近隣市町村ならびに関係指定公共機関および関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。<sup>(\*\*)</sup>

この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団および自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障害者等への配慮および国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意するとともに、国際的な武力紛争において適用される国際人道法<sup>(\*\*\*)</sup>の的確な実施を確保する。

<sup>(\*)</sup> 「いやしくも国民を差別的に取り扱い、ならびに思想および良心の自由ならびに表現の自由を侵すものであってはならない。」とされている。(国民保護法第5条第2項)

<sup>(\*\*)</sup> 国民の協力は、その自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。(国民保護法第4条第2項)

<sup>(\*\*\*)</sup> 「国際的な武力紛争において適用される国際人道法」とは、1949年のジュネーヴ諸条約、1977年のジュネーヴ諸条約に対する第一追加議定書等をいう。

(7) 指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関および指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関および指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

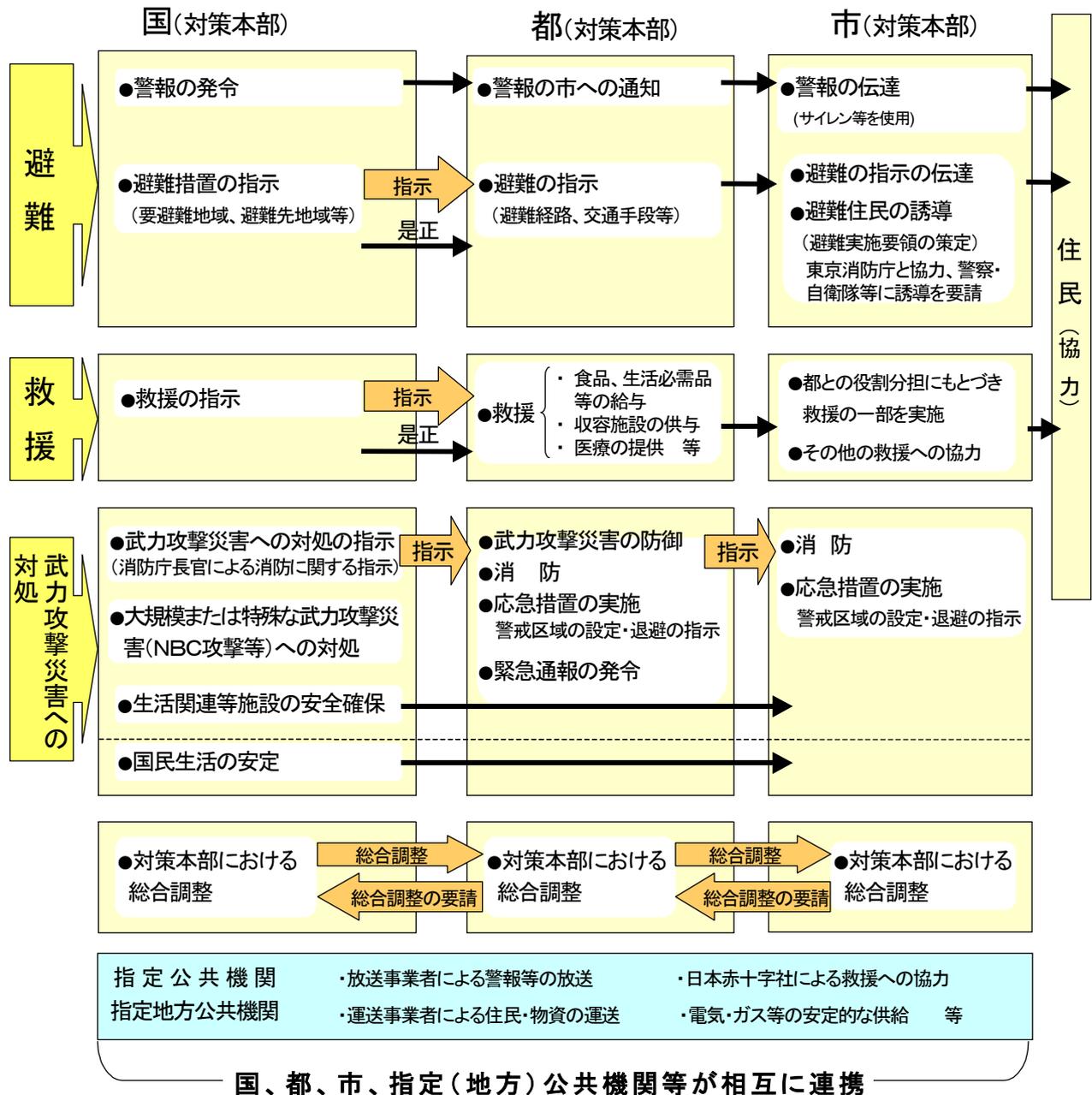
市は、日本に居住し、または滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

### 第3章 関係機関の事務または業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

#### 国民保護に関する業務の全体像



○ 市の事務

機関の名称	事務または業務の大綱
青梅市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織・体制の整備、訓練</li> <li>5 警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集および提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防（消防団・消防水利事務に限る。）、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>
青梅市消防団	避難の指示の伝達および避難住民の誘導等に関すること。

○ 都の事務（都国民保護計画より）

機関の名称	事務または業務の大綱
東京都	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織・体制の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集および提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除および軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> <li>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

○ 指定地方行政機関（都国民保護計画より）

機 関 の 名 称	事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する こと 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃 災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【第1編】総論

〔第3章〕関係機関の事務または業務の大綱等

○ 自衛隊（都国民保護計画より）

機関の名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊東京方面総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施および関係機関が実施する国民保護措置の支援等（住民の避難誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）
海上自衛隊横須賀地方総監部	
航空自衛隊作戦システム運用隊	

○ 指定公共機関・指定地方公共機関（都国民保護計画より）

機関の名称	事務または業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保にかかる措置 4 金融機関による金融上の措置の実施にかかる措置

	5 各種措置にかかる広報
	6 海外中央銀行等との連絡・調整

※ 関係機関については資料編に記載

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、次のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 地 形

本市は、都心から西へ約40から60キロメートル圏に位置し、東は羽村市、瑞穂町および埼玉県入間市、西は奥多摩町、南は日の出町およびあきる野市、北は埼玉県飯能市の7市町に接している。

市の北部から西部にかけては、御岳山や高水山など秩父多摩甲斐国立公園に属する山々に囲まれ、東部から都心に向けて扇状に武蔵野台地が広がっており、その広さは、東西17.2キロメートル、南北9キロメートルにわたっている。

市の総面積は、103.31平方キロメートルで、そのうちの約6割を山地が占めている。

市のほぼ中央を多摩川が、中・北部を荒川水系に属する成木川や黒沢川、霞川が西から東へ流下しており、自然豊かな地形を形成している。

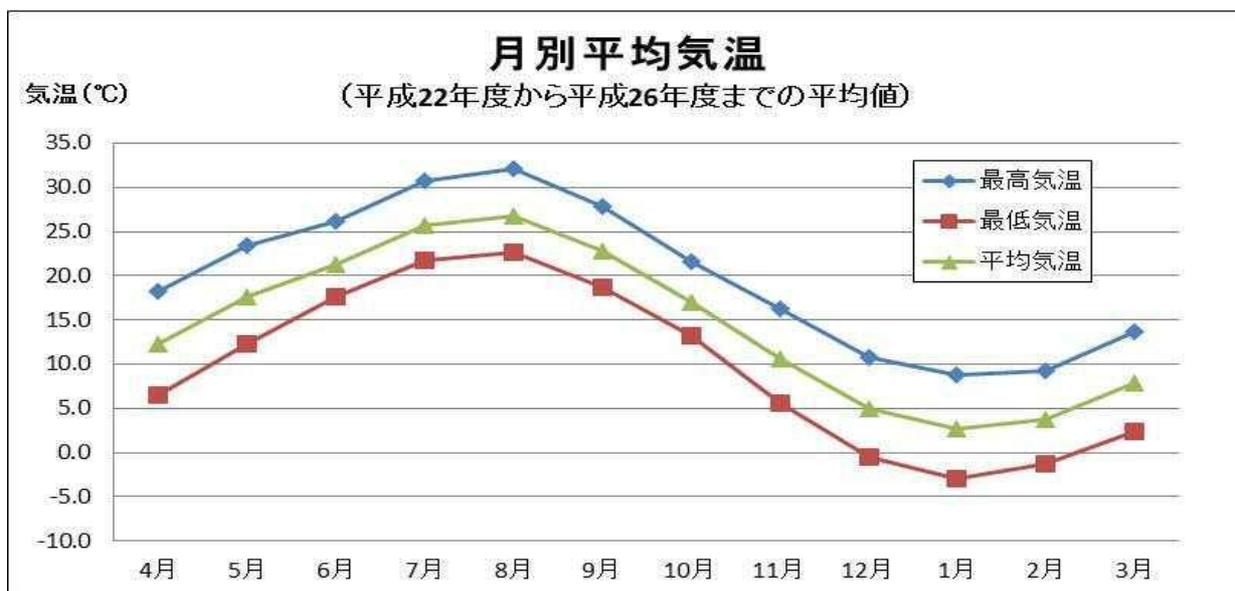
※ 地形図は資料編に掲載

### (2) 気 候

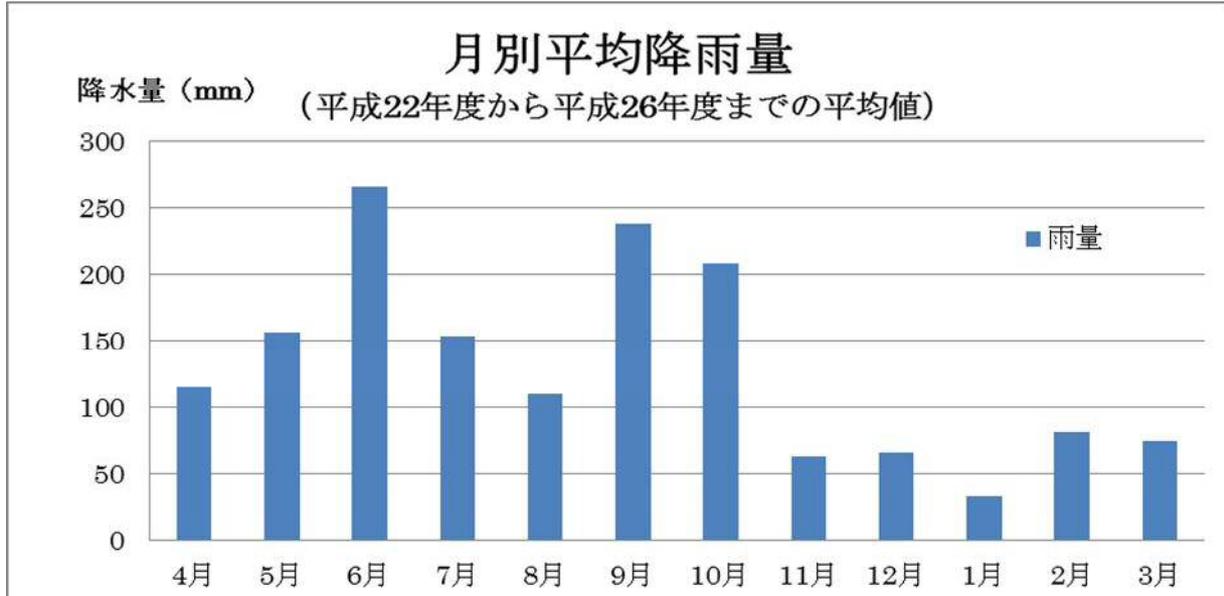
過去5年間の青梅市の年間平均気温は14.5℃で、夏季は26.8℃（8月）、冬季は2.64℃（1月）となっている。

降雨量は、夏季に台風や豪雨の影響を受けることが多いため、7月から10月にかけての平均降雨量は170ミリメートルを超えているが、冬季の降雨量は全般的に少なく、50ミリメートル未満の月も多く見られる。

#### 【過去5年間の月別平均気温】



【過去5年間の月別平均降雨量】



※ 気象庁アメダスの平成22年度から平成26年度までの平均値  
 (観測箇所は東京都農林総合研究センター青梅庁舎)

(3) 人口分布

市の人口は、昭和40年から平成7年にかけて著しく増加し続けましたが、平成17年度をピークに近年は緩やかに減少し、平成27年11月1日現在では136,883人である。

また、分布については、長淵・大門・東青梅・新町・河辺の5地区でそれぞれ人口比率10パーセントを超えているほか、青梅・梅郷・今井地区でも人口が1万人を超えており、以上の8地区で市全体の約92パーセントを占めている。

なお、上記以外の地区は、小曾木・沢井・成木地区の3地区で、市の北部から西部にかけての山間部に位置している。

○ 人口分布 (平成27年11月1日現在)

区 分	総 数	比 率
総世帯数	61,885世帯	—
総人口	136,883人	—
性別	男	68,646人 50.2%
	女	68,237人 49.8%
年齢別 (年齢不詳1名)	—	—
年少人口 (0から14歳)	16,110人	11.8%
生産年齢人口 (15～64歳)	83,867人	61.3%
高齢人口 (65歳以上)	36,909人	26.9%
人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	1,325人	—

※ 町丁別人口は資料編に掲載

(4) 道路の位置等

東西の主要道路については、多摩川を基準に北側を青梅街道（上町から西側については国道411号線）および新青梅街道が奥多摩町から市の中央部を経由して都心へ向けて、南側を吉野街道（駒木町から東側については国道411号線）が奥多摩町から市の南部を経由してあきる野市へ向けて横断している。

南北の主要道路については、市の中央部を基点として、秋川街道が日の出町に向けて、成木街道が埼玉県飯能市に向けて延びているほか、東端を圏央道青梅インターに接続する岩蔵街道が瑞穂町に向けて延びている。

また、多摩川には、上流から順に御岳橋、軍畑大橋、奥多摩橋、神代橋、和田橋、万年橋、調布橋、下奥多摩橋および多摩川橋の9橋の橋が架けられている。

※ 道路地図は資料編に掲載

(5) 鉄道の位置等

鉄道については、JR青梅線が多摩川の北側を奥多摩から立川、東京方面に横断しており、西は奥多摩町、東は市街地を経由して羽村市とをつなぐ主要な交通手段となっている。

なお、市内の駅は全部で10駅であるが、羽村市に属する小作駅も市民が利用する主要駅の一つとなっている。

また、市内を代表する観光地である御岳山においては、山上と山麓とを結ぶ御岳登山鉄道のケーブルカーが運行しており、多くの観光客の足となっている。

○ JR青梅線1日平均乗車人員 (平成26年度実績)

No.	駅名	乗車人員	No.	駅名	乗車人員
1	河辺駅	13,452人	7	二俣尾駅	475人
2	東青梅駅	6,663人	8	軍畑駅	…人
3	青梅駅	6,869人	9	沢井駅	…人
4	宮ノ平駅	…人	10	御嶽駅	683人
5	日向和田駅	893人	—	小作駅 (羽村市)	17,065人
6	石神前駅	…人			

(注) …は資料元において非公開とされている

※ 鉄道地図は資料編に掲載

(6) 消防

市は、消防団事務および消防水利事務を除く消防事務を東京消防庁に委託している。

(7) 観光

市は、秩父多摩甲斐国立公園の玄関口に位置し、古くから山岳信仰の地として有名な御岳山など豊かな自然環境を有しており、年間で195万人を超える観光客が訪れている。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型および緊急処理事態4類型を対象とする。

また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

\* N：核（物質） [Nuclear] B：生物剤 [Biological] C：化学剤 [Chemical]

### 1 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

類型ごとの主な特徴は、次のとおりである。

（都国民保護計画抜粋）

事態類型	特徴
1 着上陸侵攻  ・ 多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</li> <li>○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</li> </ul> <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</li> </ul> <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</li> </ul> <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。</li> </ul>
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</li> </ul>

事態類型	特徴
<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的小数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃</li> </ul>	<p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。</li> </ul> <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害の範囲は、比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</li> </ul> <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</li> </ul>
<p>3 弾道ミサイル攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃</li> </ul>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</li> </ul> <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul> <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。</li> </ul> <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</li> </ul>
<p>4 航空攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</li> </ul>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</li> </ul> <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul> <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</li> </ul> <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</li> </ul>

2 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

類型ごとの主な特徴は、次のとおりである。

また本計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、国内外の注目が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態（大規模なテロ等）への対処を重視していく。

（都国民保護計画抜粋）

事 態 類 型	特 徴
1 危険物質を有する施設への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。（都内には原子力事業所等は存在しない。）</li> <li>○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が破壊された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。（都内には石油コンビナートは存在しない。）</li> <li>○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</li> <li>○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。</li> </ul>
2 大規模集客施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など）や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</li> </ul>
3 大量殺傷物質による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第4節の「NBCを使用した攻撃」（次頁）と同様の被害を発生させる。</li> </ul>
4 交通機関を破壊手段としたテロ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</li> <li>○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。</li> <li>○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。</li> </ul>

### 3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃（核等または生物剤もしくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。

NBC攻撃の主な特徴は、次のとおりである。

（都国民保護計画抜粋）

種別	特徴
<p>■ 核兵器等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。</li> <li>○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</li> <li>○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。</li> <li>○ 原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。</li> </ul>
<p>■ 生物兵器等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人に知られることなく散布することが可能である。</li> <li>○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。</li> <li>○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。</li> </ul>
<p>■ 化学兵器等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。</li> <li>○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。</li> <li>○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をほうように広がる。</li> <li>○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</li> <li>○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。</li> </ul>

## 第2編 平素からの備え

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織および体制、職員の配置および服務基準等の整備を図る必要があることから、各部等の平素の業務、職員の参集基準等について、次のとおり定める。

#### 1 市における平素の業務

市の各部課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備にかかる業務を行う。

##### 【市の各部課等における平素の業務】

部 名	平 素 の 業 務
企 画 部	1 国民保護に関する広報および広聴に関すること 2 報道機関との連絡調整に関すること 3 国民保護関係の予算、その他財務に関すること 4 他の部に対する応援のための体制整備に関すること
総 務 部	1 緊急通行車両確認標章に関すること 2 車両の調達、配車および緊急輸送体制の整備に関すること 3 庁舎における警戒等の予防対策に関すること 4 国民保護措置にかかる物品の調達体制の整備に関すること 5 国民保護対策本部事務室の配置および機材配備に関すること 6 被災状況の調査および被災者に対する市税の減免・徴収猶予等に関すること
生活安全部	1 国民保護に関する総合調整に関すること 2 国民保護協議会の運営に関すること 3 国民保護計画の見直し・変更に関すること 4 国民保護対策本部に関すること 5 国民保護措置についての研修、訓練および普及・啓発に関すること 6 住民に対する警報・緊急通報の内容の伝達にかかる体制の整備に関すること 7 自主防災組織、自治会等の住民協力に関すること 8 特殊標章等の交付・許可および普及・啓発に関すること 9 武力攻撃事態に関する情報の収集・分析に関すること

部 名	平 素 の 業 務
(生活安全部)	10 物資、資材等の備蓄および確保に関すること 11 消防団員の活動に関すること 12 避難実施要領の策定に関すること 13 職員の参集基準の整備および参集時の安全確保に関すること 14 初動体制および非常体制の整備に関すること 15 都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等との連絡調整に関すること 16 国民の権利利益の救済に関する手続の整備に関すること 17 各部との連絡調整、被災情報収集の総括等に関すること 18 住宅対策に関すること 19 応急仮設住宅等の確保、入居者の募集・選定および入居管理にかかる体制の整備に関すること 20 市営住宅に関すること 21 その他各部に属さない国民保護措置の整備に関すること
市 民 部	1 市民活動団体への支援に関すること 2 自治会等との連絡体制の整備に関すること 3 ボランティアの受け入れおよびボランティアセンターとの連絡調整に関すること 4 被災情報の収集・提供体制の整備に関すること 5 安否情報の収集体制等の整備に関すること 6 行方不明者の捜索にかかる体制の整備に関すること 7 外国人への情報連絡、支援体制等の整備に関すること 8 遺体収容所の設置・運営に関すること 9 遺体の搬送、収容、埋火葬および遺留品の管理体制の整備に関すること 10 所管施設の警戒等の予防対策に関すること 11 施設の利用者の避難誘導、安全確保体制等の整備に関すること 12 避難指定施設の保全および管理体制の整備に関すること 13 市民センター管内の被害状況等の収集および本部への連絡体制の整備に関すること 14 管内自主防災組織、消防団等との連絡調整体制の整備に関すること 15 帰宅困難者対策にかかる体制の整備に関すること
環 境 部	1 ごみ・がれき等廃棄物（し尿を含む）の収集および処理体制の整備に関すること 2 毒物、劇物等の危険物の保安対策に関すること 3 下水道施設の保全に関すること 4 都の協力による応急給水に関すること 5 仮設トイレの設置および管理にかかる体制の整備に関すること 6 下水道施設の復旧体制の整備に関すること 7 下水道施設の警戒等の予防対策に関すること

部 名	平 素 の 業 務
健康福祉部 子ども家庭部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難住民の誘導にかかる体制の整備に関する事</li> <li>2 避難・救護施設の設営および運営体制の整備に関する事</li> <li>3 救援物資、義援金等の配分にかかる体制の整備に関する事</li> <li>4 災害時要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）等の特に配慮を要する者の安全確保および支援体制の整備に関する事</li> <li>5 学童保育所児童の救護、安全確保および支援体制の整備に関する事</li> <li>6 医療資器材、薬品等の調達体制の整備に関する事</li> <li>7 医療・保健・衛生対策および救援救護対策の総合調整および計画に関する事</li> <li>8 保健所、医療機関および医師会・薬剤師会等医療関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>9 日本赤十字社との連絡調整に関する事</li> <li>10 遺体の検死・検案に関する事</li> </ol>
建 設 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、河川、橋りょう等の保全に関する事</li> <li>2 道路、河川等における障害物の除去に関する事</li> </ol>
まちづくり 経 済 部 ※農業委員会 事務局を含む	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通対策にかかる総合調整に関する事</li> <li>2 交通情報の収集および提供にかかる体制の整備に関する事</li> <li>3 代替交通手段および緊急輸送路の確保に関する事</li> <li>4 都市の復旧、復興に関する体制の整備に関する事</li> <li>5 観光客等の避難誘導および安全確保体制の整備に関する事</li> <li>6 観光関係団体との連絡調整に関する事</li> <li>7 農林業、商工業にかかる被災状況調査体制の整備に関する事</li> <li>8 緊急食糧その他救援物資の確保、調達および配送体制の整備に関する事</li> </ol>
教 育 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教職員の非常配備体制の整備に関する事</li> <li>2 児童・生徒の避難誘導および安全確保体制等の整備に関する事</li> <li>3 児童・生徒の応急教育体制の整備に関する事</li> <li>4 被災児童・生徒への学用品の支給に関する事</li> <li>5 学校施設の警戒等の予防対策に関する事</li> <li>6 避難指定施設の保全および管理体制の整備に関する事</li> <li>7 国民保護にかかる教育に関する事</li> <li>8 所管施設の警戒等の予防対策に関する事</li> <li>9 施設の利用者の避難誘導、安全確保体制等の整備に関する事</li> <li>10 避難指定施設の保全および管理体制の整備に関する事</li> <li>11 文化財等の保護に関する事</li> </ol>
会 計 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現金、義援金および物品の出納および保管体制の整備に関する事</li> <li>2 他の部に対する応援のための体制整備に関する事</li> </ol>
議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市議会との連絡調整に関する事</li> <li>2 他の部に対する応援のための体制整備に関する事</li> </ol>
総 合 病 院	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療および助産救護班の編成および派遣体制の整備に関する事</li> <li>2 傷病者の収容に関する事</li> </ol>

部 名	平 素 の 業 務
(総合病院)	3 患者の安全確保体制の整備に関する事
選挙管理委員会事務局	1 他の部に対する応援のための体制整備に関する事
監査事務局	1 他の部に対する応援のための体制整備に関する事
消 防 団	1 消防団員の活動体制の整備に関する事 2 避難の指示の伝達にかかる体制の整備に関する事 3 避難住民の誘導にかかる体制の整備に関する事 4 常備消防との連携および活動支援体制の整備に関する事 5 被災情報の収集および伝達の協力のための体制整備に関する事

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課等の調整、企画立案等については、防災課長が行う。

【参考】東京消防庁（消防署）における平素の業務（都国民保護計画抜粋）

機 関 の 名 称	平 素 の 業 務
東京消防庁 第九消防方面本部 青梅消防署	1 消防活動体制の整備に関する事 2 通信体制の整備に関する事 3 情報収集・提供体制の整備に関する事 4 装備・資機材の整備に関する事 5 特殊標章の交付・管理に関する事（※） 6 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。） 取扱所の安全化対策に関する事 7 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関する事 8 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関する事 9 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関する事

※ 東京消防庁職員に限る。

## 2 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確保

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東京消防庁（青梅消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて、速やかに市長および国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制であることが重要である。

(3) 市の体制および職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた初動体制の基準】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定有	市国民保護対策本部設置の通知以前	情報収集・分析等の対応が必要な場合（全庁的な対応不要）	① 危機情報収集体制（担当課体制）
		全庁的な情報収集・分析、対応策の検討、総合調整が必要な場合	② 危機管理連絡室体制
	市国民保護対策本部設置の通知以後		③ 市国民保護対策本部体制
事態認定無	情報収集・分析等の対応が必要な場合（全庁的な対応不要）		① 危機情報収集体制（担当課体制）
	全庁的な情報収集・分析、対応策の検討、総合調整が必要な場合		② 危機管理連絡室体制
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害 <sup>(*)</sup> に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		④ 市災害対策本部体制

【体制の設置、統括者および職員の参集基準】

体制	設置者	統括者	職員の参集基準（参集する職員）
① 危機情報収集体制（担当課体制）	生活安全部長	生活安全部長	国民保護担当部長および担当課職員
② 危機管理連絡室体制	副市長	副市長	市長を除く青梅市経営会議規則（昭和44年8月1日規則第27号）第3条で定められた構成員、秘書広報課長、企画政策課長、事態・事案に対応する関係課長および国民保護担当課職員
③ 市国民保護対策本部体制 ④ 市災害対策本部体制	市長	本部長（市長）	全ての市職員が本庁または出先機関等に参集

注1 ①②の設置者は招集者と読み替える。

2 ①②の参集職員の数は状況により、各部課等で判断する。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

(\*) 災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発その他の及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当。

市の幹部職員および国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員および国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部長、市国民保護対策副本部長および市国民保護対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市国民保護対策本部長、同副本部長および同本部員の代替職員】

名 称	役 職	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
本 部 長	市 長	副 市 長	生活安全部長	企画部長
副 本 部 長	副 市 長	生活安全部長	企画部長	総務部長
本 部 員	対策本部を構成する各部の部長	部長以外の職員 (各部長は事前に、第1から第3順位までの職員を指名しておく。)		

(6) 本部の代替機能の確保

市は、市庁舎が被災し、市国民保護対策本部（以下「市保護本部」という。）を市庁舎内に設置できない場合には、市長が指定する施設に市保護本部を設置する。

また、市外への避難が必要で、市内に市保護本部を設置することができない場合には、都と市保護本部の設置場所について協議を行う。

(7) 職員の所掌事務

市は、(3)①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市保護本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について調整する。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保 等

**3 消防の初動体制の把握等**

(1) 東京消防庁（青梅消防署）の初動体制の把握

市は、東京消防庁（青梅消防署）からの情報を受け、その初動体制を把握する。

また、市地域防災計画（以下「防災計画」という。）における東京消防庁（青梅消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、都と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団にかかる広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設および設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、都と連携し、消防団に対する国民保護措置に関する研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、「青梅市消防団出場要領」等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

**4 国民の権利利益の救済にかかる手続等**

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置にかかる不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済にかかる手続を迅速に処理するため、その手続項目ごとに、以下のとおり担当部を定める。

【国民の権利利益の救済にかかる手続項目一覧】

救 済 手 続 項 目		担 当 部
損失補償 (法第159条 第1項)	特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項)	まちづくり 経 済 部 生活安全部
	特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第3項)	〃 〃
	土地等の使用に関する事。(法第82条)	関係各部 生活安全部
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	〃 〃
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条 第1項、123条第1項)	生活安全部
不服申立てに関する事。(法第6条、175条)		〃
訴訟に関する事。(法第6条、175条)		〃

※ 表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について、次のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、都、他の区市町村（埼玉県内の隣接市を含む。）、指定公共機関および指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画および国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 都との連携

#### (1) 都の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき都の連絡先および担当部署（担当局等名、所在地、電話・FAX番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

#### (2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の都への協議

市は、都との国民保護計画の協議を通じて、都が行う国民保護措置と市が行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市と都の役割分担

市は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

(5) 警察との連携

市長は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警視庁（青梅警察署）と必要な連携を図る。

(6) 消防との連携

市は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁（青梅消防署）と緊密な連携を図る。

### 3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村（埼玉県の隣接市を含む。）の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資および資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 事務の一部の委託のための準備

市は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接市町村等と平素から意見交換を行う。

### 4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう専門的な知見を有する機関の把握に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資および資材の供給ならびに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

【防災計画における関係機関との協定一覧】

\* 資料編に掲載

(4) 事業所等との連携

市は、都および関係機関と協力し、市内の事業所における武力攻撃事態等の観点を変えた防災対策への取組に支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

**5 事業所に対する支援**

市は、東京消防庁（青梅消防署）が実施する、事業所の施設管理者および事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画等の作成などの指導について、必要に応じて協力する。

**6 自主防災組織等に対する支援**

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織および自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団および市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設および設備の充実を図る。

なお、自主防災組織に対する指導、訓練を実施するに当たっては、東京消防庁（青梅消防署）の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、その体制の整備等について、次のとおり定める。

#### (1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会<sup>(\*)</sup>との連携に十分配慮する。

#### (2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

### 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知・伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、緊急情報ネットワークシステム（E m - Net）等を活用して、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集または整理し、関係機関および住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

##### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理および提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手

(\*) 電波法にもとづく総務大臣の下部機関として、地震、台風などの非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救助などに必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的とした組織

段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進および相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</li> </ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時および途絶時ならびに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>
面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信および防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し、援護を要する者およびその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>

### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積および更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

ア 市は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民および関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民および関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等関係団体との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

イ 市は、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

ウ 市は、警報の伝達に当たっては、広報車の使用、自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線の整備を図る。

また、平成23年から、全国瞬時警報システム（J-ALERT）<sup>(\*)</sup>を整備し、同報系防災行政無線と連動して警報を伝達する仕組みを構築している。

### (3) 警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（青梅警察署）との協力体制を構築する。

### (4) 国民保護にかかるサイレンの住民への周知

国民保護にかかるサイレン音（「国民保護にかかる警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

### (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

ア 市は、警報の内容の伝達を行うこととなる市内に所在する多数の者が利用または居住する施設について、都との役割分担も考慮して定めるとともに、各々の施設管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

《多数の者が利用または居住する施設》

- ・ 大規模集客施設等（駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）
- ・ 大規模工場
- ・ 大規模集合住宅 ほか

また、市の地域特性を踏まえ、次に掲げる人々や施設についても伝達体制を検討する。

<sup>(\*)</sup> 対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃にかかる警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

- ・御岳山等を訪れている観光客
- ・老人ホーム等の福祉施設

イ 市は、都および東京消防庁（青梅消防署）が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導體制の整備等に関する指導・助言に協力する。

(6) 民間事業者の協力

市は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組を推進する。その際、事業者の先進的な取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

**3 安否情報の収集、整理および提供に必要な準備**

(1) 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告および提供することができるよう、安否情報の円滑な収集および提供を行うシステム（以下、「安否情報システム」という。）を適切に運用するとともに、効率的かつ安定的な安否情報の収集及び提供が行われるよう努める。情報の収集、整理および提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を実施する。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

**【収集・報告すべき情報】**

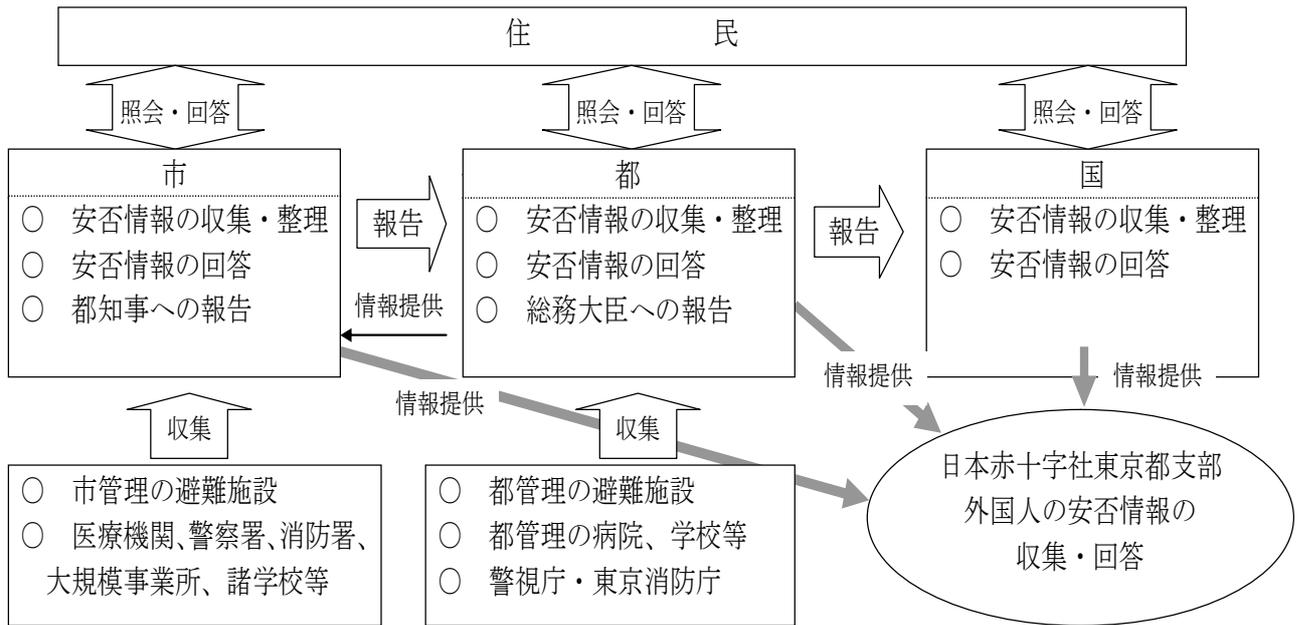
1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名    ② フリガナ    ③ 出生の年月日    ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号含む。）    ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当    ⑨ 負傷または疾病の状況
- ⑩ 現在の居所    ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望    ⑬ 知人への回答希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答または公表の同意

2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所および状況
- ⑨ 遺体の安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

《安否情報の収集・提供の概要》



(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、都と次の役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等にもとづいてあらかじめ把握する。

- 安否情報の収集は、住民に関する情報を有する市が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応する。
  - ・市 …………… 市管理の避難施設  
 市の施設（学校等）  
 市内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
  - ・都 …………… 都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）  
 警視庁、東京消防庁等

(3) 住民等への周知

市は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

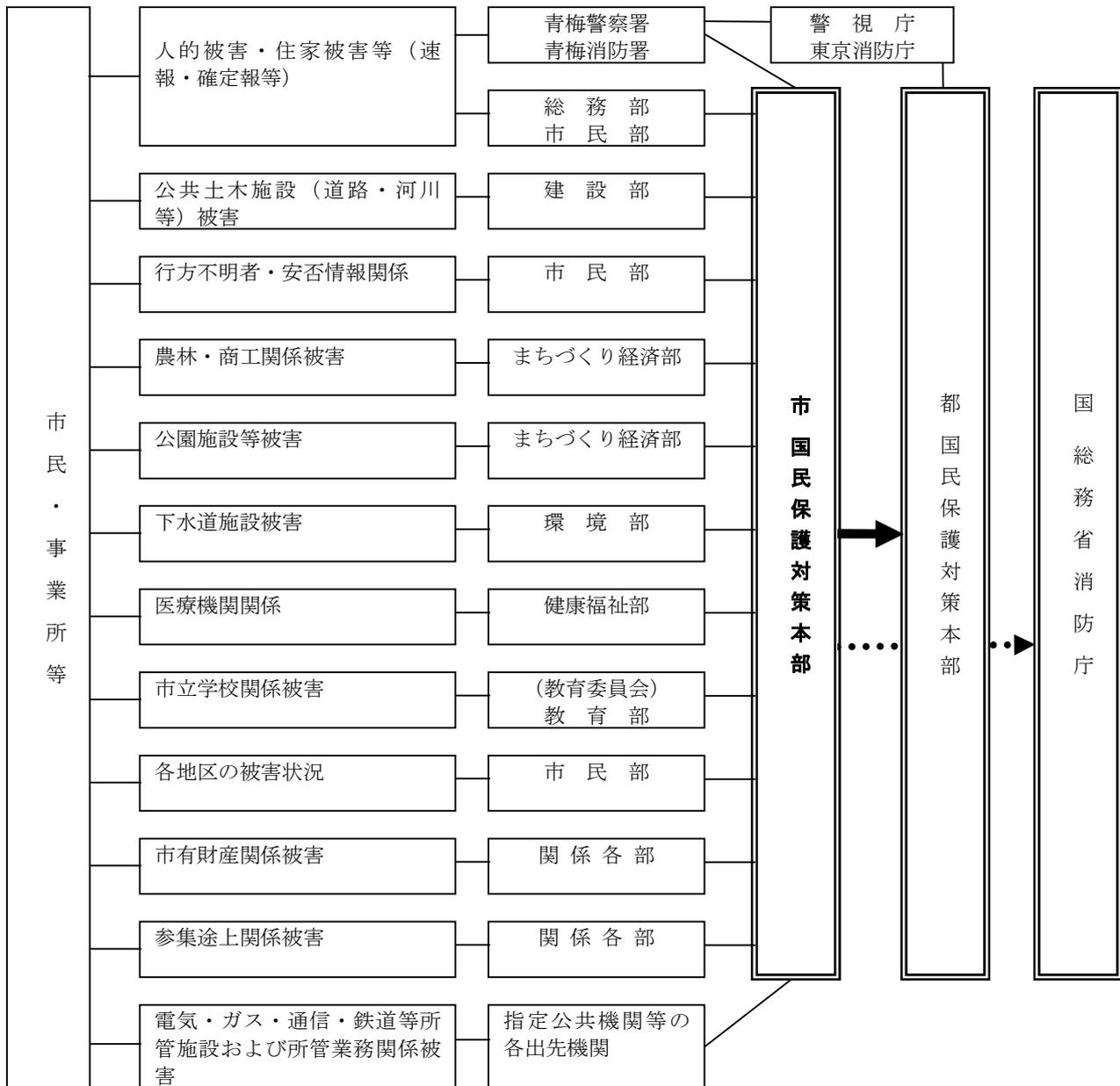
(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報（以下参照）の収集・整理、都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

《収集・報告すべき被災情報》

- 1 武力攻撃災害の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要
- 3 人的・物的被害状況
  - ① 死者、行方不明者、負傷者
  - ② 住宅被害
  - ③ その他必要な事項
- 4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

《被災情報の収集・報告系統》



凡 例

.....▶ ... 災害の状況により都对策本部に連絡できない場合

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 特殊標章等の交付または使用許可にかかる体制の整備（\*）

市は、武力攻撃事態において、ジュネーブ諸条約および第一追加議定書に規定する特殊標章および身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる。（第3編第2章3に規定）このため、これら標章等の交付等にかかる体制の整備のために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

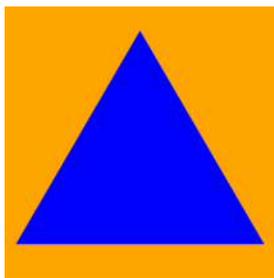
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

ウ 識別対象

国民保護措置にかかる職務等を行う者、国民保護措置にかかる協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に青の正三角形）

<p>表面</p> <div style="text-align: center;"> <p>この証明書を交付する許可権者の名称 （職するたのみの由）</p> </div> <p style="text-align: center;"><b>身分証明書</b> IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name: _____</p> <p>生年月日/Date of birth: _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol II) in his capacity as _____</p> <p>交付年の年月日/Date of issue: _____ 証明番号/No. of card: _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority: _____</p> <p>有効期限の満了日/Date of expiry: _____</p>	<p>裏面</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">番号/No.:</td> <td style="width: 33%;">国の記号/Type:</td> <td style="width: 33%;">明細の記号/ID#:</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特異又は情報/Other distinguishing marks or information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3">署名/Signature:</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">持持者の写真 PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td>印鑑/Stamp:</td> <td colspan="2">持持者の署名/Signature of holder:</td> </tr> </table>	番号/No.:	国の記号/Type:	明細の記号/ID#:	その他の特異又は情報/Other distinguishing marks or information:			署名/Signature:			持持者の写真 PHOTO OF HOLDER			印鑑/Stamp:	持持者の署名/Signature of holder:	
番号/No.:	国の記号/Type:	明細の記号/ID#:														
その他の特異又は情報/Other distinguishing marks or information:																
署名/Signature:																
持持者の写真 PHOTO OF HOLDER																
印鑑/Stamp:	持持者の署名/Signature of holder:															

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

（\*）【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置にかかる職務、業務または協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者およびこれらの者が行う職務等に使用される場所もしくは車両、船舶、航空機等（以下、この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約および第一追加議定書の規定に従って保護される。

(2) 交付要綱の作成

市は、国の定める「赤十字標章等および特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）」にもとづき、具体的な交付要綱を作成する。

(3) 特殊標章等の作成・管理

市は、特殊標章等の交付要綱にもとづき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

## 第6 研修および訓練

市職員は、住民の生命、身体および財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修および訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、東京都市町村職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、消防団員および自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁等の職員や学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

## 2 訓練

### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村（埼玉県の隣接市を含む。）、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体および事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、関係機関との連携を図る。

### (2) 訓練の形態および項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与にもとづいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動および判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市保護本部を迅速に設置するための職員の参集訓練および市保護本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練および被災情報・安否情報にかかる情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練および救援訓練

### (3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会、自主防災組織等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者などの災害時要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、都および東京消防庁（青梅消防署）と協力し、大規模集客施設（大規模な商業施設等）、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用または居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画およびマニュアル等に準じて警報の内容の伝達および避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- ⑥ 市は、警視庁（青梅警察署）と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する備え

避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める。（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

#### 【市において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図  
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 市内の道路網のリスト  
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、都道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト  
(※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)  
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）  
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト  
(※ 備蓄物資の所在地、数量、市内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト  
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定先一覧
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧  
(※ 代表者およびその代理の者の自宅および勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト  
(※ 東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧)

#### (2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時の対応を活用しつつ、災害時要配慮者の避難対策を講じる。

避難誘導時においては、福祉関係部課が中心となり職員を配置し、都の要配慮者対策総括部との連携した対応ができるよう留意する。

また、特に、高齢者への対応としては、「災害時における要援護高齢者の避難施設に関する協定」を、障害者への対応としては、「災害時における要援護障害者の避難施設に関する協定」を活用し、その受け入れ等の対応について、福祉施設管理者との連携に努める。

(4) 民間事業者の協力

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

市は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、都による支援を受け、関係機関（消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、山間部の交通事情、災害時要配慮者等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンを作成する。

## 3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

市は、自らが行う救援について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 救援センター運営の準備

市は、自らが運営する避難所において、避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを、都の指針にもとづき整備する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力および輸送施設に関する情報の把握

市は、都が保有する市域の輸送にかかる運送事業者の輸送力および輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- ② 本社および支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

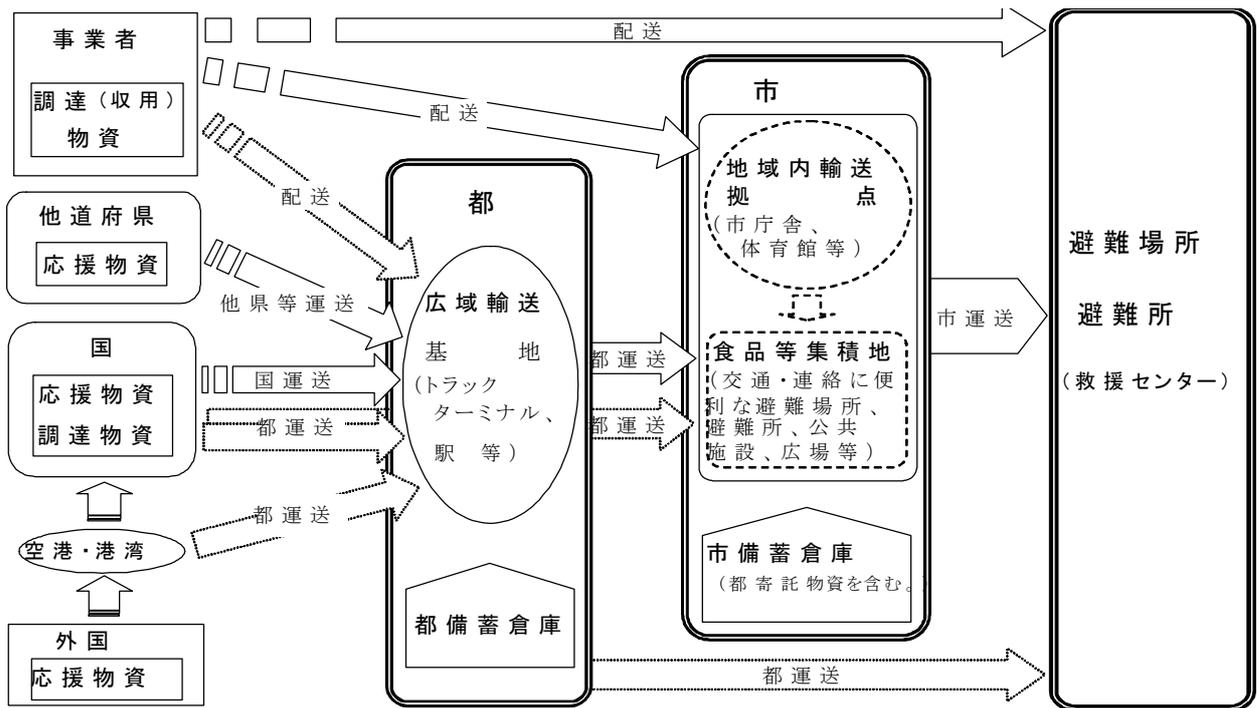
(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する市域にかかる運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

市は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

《緊急物資等の配送の概要》



5 避難施設の指定への協力

市は、都が行う避難施設の指定<sup>(\*)</sup>に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

また、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

《避難施設の区分》

(都国民保護計画より)

区分	用途	施設(例示)
避難所	○ 避難住民が避難生活をする場所、または避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	・小、中、高等学校 ・公民館、体育館 ・劇場、ホール 等
二次避難所	○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・社会福祉施設 等
避難場所	○ 特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・河川敷 等

(\*) 国民保護法では、避難施設の指定は都道府県知事が行うこととされている。

## 6 生活関連等施設の把握等

## (1) 生活関連等施設の把握等

市は、市域に所在する生活関連等施設について把握するとともに、都との連絡体制を整備する。

また、市は「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）にもとづき、その管理にかかる生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

## 【生活関連等施設の種類および所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物および劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理にかかる公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察等との連携を図る。

## 第3章 物資および資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資および資材について、次のとおり定める。

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資および資材

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる次のような物資および資材<sup>(\*)</sup>については、都および関係機関の整備の状況等も踏まえ、あらたに備蓄、調達に努める。

#### 【国民保護措置のために特に必要な物資および資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

#### (3) 都および他の区市町村との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資および資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資および資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 市が管理する施設、設備の整備および点検等

#### (1) 施設、設備の整備および点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設、設備について、整備および点検を行う。

#### (2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、当該施設の整備等に努める。

(\*) 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

(3) 復旧のための各種資料等の整備

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地および建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、都および関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な広報手段を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、住民への啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団および自主防災組織の特性も生かしながら行う。

#### (3) 緊急時における事業者の協力

市は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入などの協力について、市域の事業者の理解を得るよう啓発に努める。

#### (4) 学校における教育

市教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保および災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務<sup>(\*)</sup>、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

<sup>(\*)</sup> 国民保護法第98条により義務付けられている。

(2) 市は、都が作成した「テロや武力攻撃から身を守るために」等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。

また、市は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

### 3 赤十字標章等および特殊標章等に関する普及・啓発

市は、都およびその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等や特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、さまざまな機会を通じて啓発に努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられることから、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体および財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

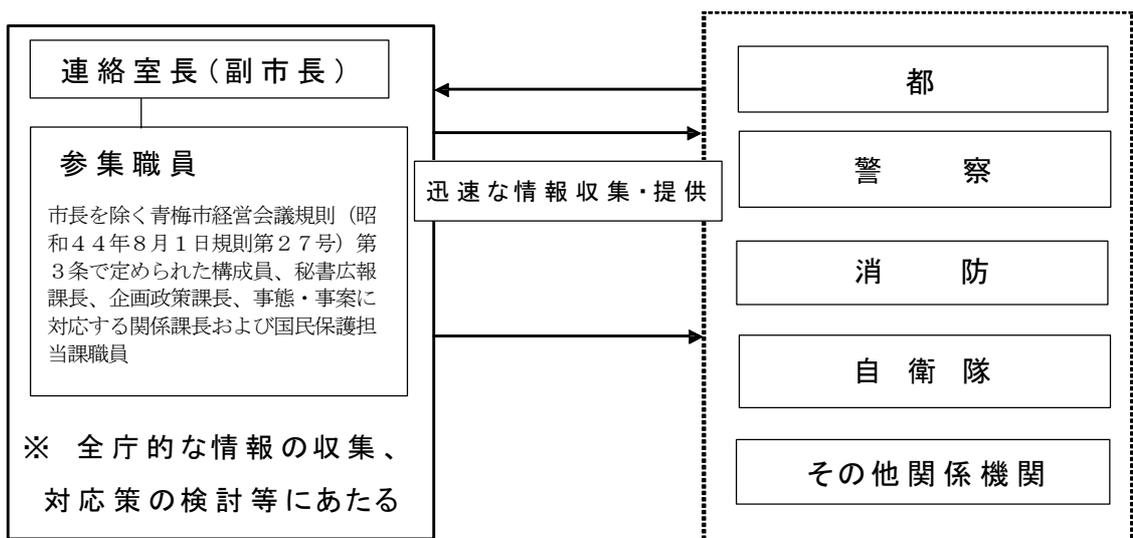
このため、このような予想される事態において、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが重要であることから、市の初動体制について、次のとおり定める。

#### 1 事態認定前における危機管理連絡室等の設置および初動措置

##### (1) 危機管理連絡室等の設置

- ① 市長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合には、速やかに、都、警視庁（青梅警察署）および東京消防庁（青梅消防署）に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「危機管理連絡室」を設置する。

##### 【市危機管理連絡室の構成等】



- ※ 住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、ただちにその旨を市長および幹部職員等に報告するものとする。

- ② 「危機管理連絡室」は、警視庁（青梅警察署）、東京消防庁（青梅消防署）およびその他の関係機関を通じて当該事案にかかる情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機管理連絡室を設置した旨について、都に連絡を行う。この場合、危機管理連絡室は、迅速な情報の収集および提供のため、現場における各機関との通信を確保する。
- ③ 市は、市保護本部の設置指定前にあっては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、市災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

## (2) 初動措置の確保

- ① 市は、「危機管理連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、「市災害対策本部」を設置し、災害対策基本法等にもとづく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、国・都等から入手した情報を各機関等へ提供する。
- ② 市は、警察官職務執行法（昭和23年7月12日法律第136号）にもとづき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）にもとづき、消防吏員が行う火災警戒区域または消防警戒区域の設定等が円滑に行われるよう、緊密な連携を図る。
- ③ 政府による事態認定が行われ、市に対し、市保護本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法にもとづき、退避の指示、警戒区域の設定、市保護本部設置の要請などの措置等を行う。

## (3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

## (4) 市保護本部への移行に要する調整

「危機管理連絡室」等を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市保護本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、ただちに市保護本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「危機管理連絡室」等は廃止する。

その際、災害対策基本法にもとづく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法にもとづく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが市保護本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機情報収集体制（担当課体制）を立ち上げ、または、危機管理連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制や職員の参集体制、関係機関との通信・連

【第3編】武力攻撃事態等への対処

〔第1章〕初動連絡体制の迅速な確立および初動措置

絡体制の確認、また、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市国民保護対策本部の設置等

市は、市保護本部（青梅市国民保護対策本部）の設置指定があった場合、市保護本部を迅速に設置し、市域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、市保護本部を設置する場合の手順や市保護本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

### 1 市保護本部の設置

#### (1) 市保護本部の設置の手順

市保護本部の設置は、次の手順により行う。

##### ① 市保護本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）および都知事を通じて市保護本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### ② 市長による市保護本部の設置

指定の通知を受けた市長は、ただちに市保護本部を設置する（※ 事前に危機管理連絡室等を設置していた場合は、前章1（4）のとおりとする。）。

##### ③ 市保護本部員および市保護本部職員の参集

市保護本部担当者は、市保護本部員、市保護本部職員等に対し、災害メールシステムや緊急時連絡網等を活用し、市保護本部に参集するよう連絡する。

##### ④ 市保護本部の開設

市保護本部担当者は、市庁舎2階災害対策本部室に市保護本部を開設するとともに、市保護本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関と相互に通信手段（電話、FAX、電子メール等）の状態を確認）。

市長は、市保護本部を設置したときは、市議会および関係機関に市保護本部を設置した旨を連絡する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備および仮眠設備の確保等を行う。

##### ⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市庁舎が被災した場合等により、市保護本部を市庁舎内に設置できない場合は、市長が適当であると判断した市施設等（市民センター等）に市保護本部を設置する。

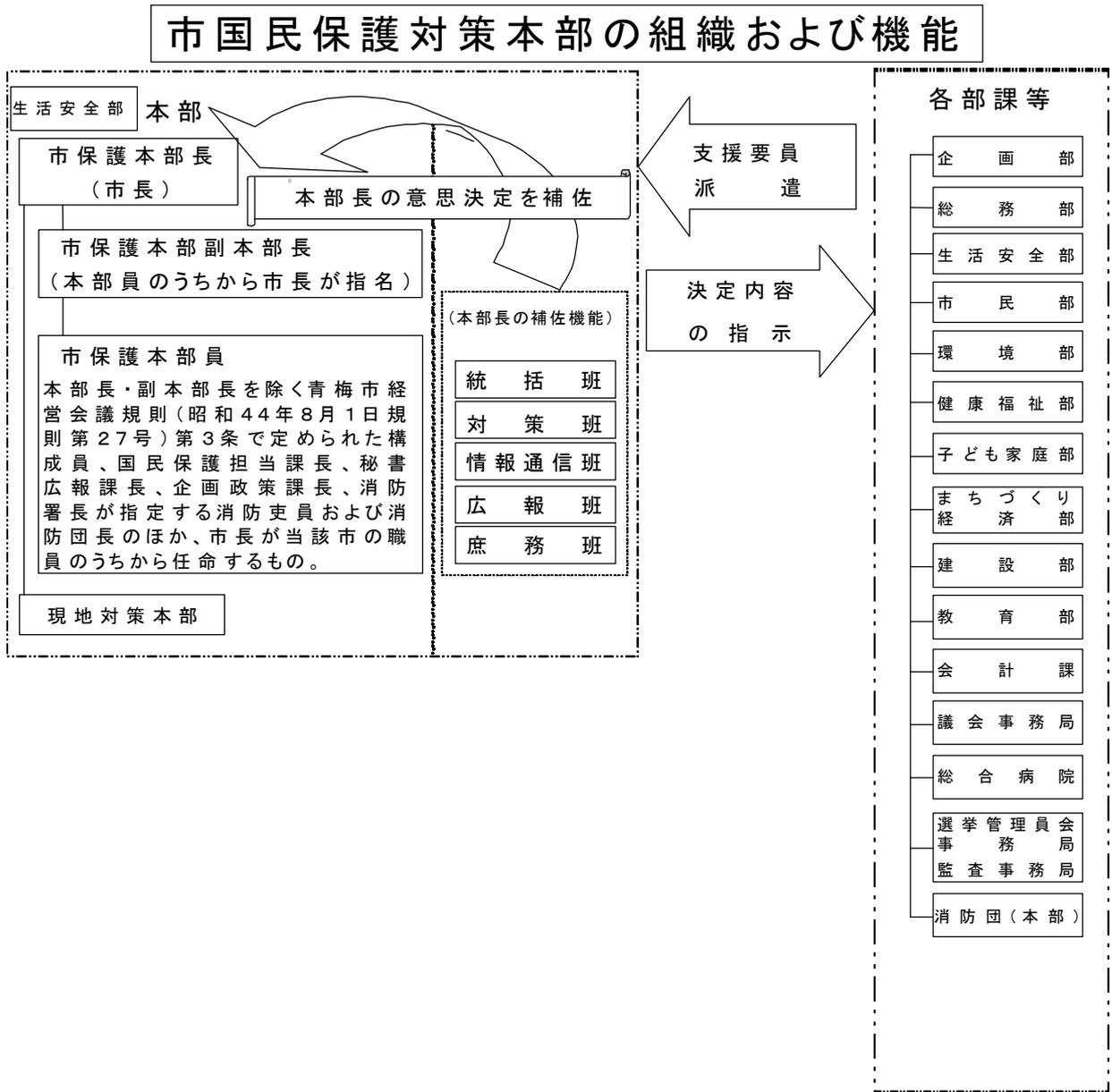
また、市外への避難が必要で、市域に市保護本部を設置することができない場合には、都と市保護本部の設置場所について協議を行う。

#### (2) 市保護本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市保護本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合は、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、市保護本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市保護本部の組織構成および機能  
 市保護本部の組織構成および各組織の機能は以下のとおりとする。

【市保護本部の組織構成および各組織の機能】



市保護本部における決定内容等を踏まえて、各部課等において措置を実施するものとする。

また、市保護本部には、各部課等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。

【市保護本部長の補佐機能の編成】

担当班	機能
統括班	<ul style="list-style-type: none"> <li>市保護本部会議の運営に関する事項</li> <li>情報通信班が収集した情報を踏まえた市保護本部長の重要な意思決定にかかる補佐</li> <li>市保護本部長が決定した方針にもとづく各班に対する具体的な指示</li> </ul>
対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が行う国民保護措置に関する調整</li> <li>他の区市町村に対する応援の求め等広域応援に関する事項</li> <li>都を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項</li> </ul>
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の情報に関する国、都、他の区市町村等関係機関からの情報収集、整理および集約 <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災情報</li> <li>○避難や救援の実施状況</li> <li>○災害への対応状況</li> <li>○安否情報</li> <li>○その他統括班等から収集を依頼された情報</li> </ul> </li> <li>市保護本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録</li> <li>通信回線や通信機器の確保</li> </ul>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況や市保護本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動</li> </ul>
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>市保護本部員や市保護本部職員のローテーション管理</li> <li>市保護本部員の食料の調達等庶務に関する事項</li> </ul>

【市の各部課等における武力攻撃事態における業務】

部名	武力攻撃事態等における業務
企画部	<ol style="list-style-type: none"> <li>国民保護にかかる広報および広聴に関すること</li> <li>報道機関への発表および連絡調整に関すること</li> <li>国民保護にかかる問い合わせ等に関すること</li> <li>国民保護措置にかかる予算、執行管理、決算、その他財務に関すること</li> <li>被災情報の収集・提供および通信連絡に関すること</li> <li>復旧・復興の計画に関すること</li> <li>所管事項にかかる復旧対策に関すること</li> </ol>
総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>職員の動員、人員調整および服務等に関すること</li> <li>国、都等から派遣された職員の受け入れに関すること</li> <li>緊急通行車両確認標章の取得に関すること</li> <li>車両の調達、配車および緊急輸送の実施に関すること</li> <li>市庁舎の被害状況の把握および安全確保に関すること</li> <li>国民保護措置に必要な用地等の総合調整に関すること</li> <li>国民保護措置にかかる物品の調達等に関すること</li> <li>被災状況の調査および情報の収集に関すること</li> <li>被災者に対する市税の減免、徴収猶予等に関すること</li> <li>所管事項にかかる復旧対策に関すること</li> </ol>

部 名	武 力 攻 撃 事 態 等 に お け る 業 務
生活安全部	1 市保護本部の運営および総合調整に関すること 2 国民保護にかかる国、自衛隊、都、他の区市町村、関係機関等との連絡調整に関すること 3 防災行政無線等の情報連絡手段の確保および通信施設の保全に関すること 4 住民に対する警報、避難の指示等の内容の伝達に関すること 5 安否情報の集約および報告に関すること 6 特殊標章等の交付、許可に関すること 7 国民の権利利益の救済に関する手続に関すること 8 避難実施要領の策定および内容の伝達に関すること 9 消防団員の出場および活動に関すること 10 住宅対策および市営住宅に関すること 11 応急仮設住宅等の入居者の募集、選定および入居管理に関すること 12 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理対象者の募集・選定に関すること 13 他の部に対する応援体制に関すること 14 その他国民保護対策の連絡調整に関すること 15 所管事項にかかる復旧対策に関すること
市 民 部	1 市民活動団体への支援に関すること 2 自治会等に関すること 3 ボランティアの受け入れおよびボランティアセンターとの連絡調整に関すること 4 情報の収集および提供に関すること 5 市民センター管内の被害状況、安否情報等の収集および本部への連絡に関すること 6 管内自主防災組織、消防団等との連絡調整に関すること 7 帰宅困難者対策に関すること 8 安否情報の収集および回答に関すること 9 外国人の安否確認に関すること 10 外国人への情報連絡および支援に関すること 11 遺体収容所の設置・運営に関すること 12 遺体の搬送、収容、埋火葬および遺留品の管理に関すること 13 人的被害調査に関すること 14 所管事項にかかる復旧対策に関すること
環 境 部	1 ごみ・がれき等廃棄物（し尿を含む。）の収集および処理に関すること 2 環境の保全および回復に関すること 3 下水道施設の被害状況把握および安全確保に関すること 4 都の協力による応急給水に関すること 5 仮設トイレの設置および管理に関すること 6 所管事項にかかる復旧対策に関すること

部 名	武 力 攻 撃 事 態 等 に お け る 業 務
健康福祉部 子ども家庭部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難住民の誘導に関すること</li> <li>2 避難所および救護所の開設、運営および閉鎖に関すること</li> <li>3 備蓄品、救援物資、義援金等の配分に関すること</li> <li>4 災害時要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）の救助・救援および介護に関すること</li> <li>5 避難住民のメンタルヘルスに関すること</li> <li>6 学童保育所児童の救護、安全確保および支援に関すること</li> <li>7 保健衛生および健康相談に関すること</li> <li>8 医療資器材、薬品等の調達に関すること</li> <li>9 医療・保健・衛生対策および救援救護対策の総合調整に関すること</li> <li>10 保健所、医療機関および医師会・薬剤師会等医療関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>11 日本赤十字社との連絡調整に関すること</li> <li>12 遺体の検死・検案に関すること</li> <li>13 所管事項にかかる復旧対策に関すること</li> </ol>
建 設 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、河川、橋りょう等の被害状況把握、復旧および安全確保に関すること</li> <li>2 道路、河川等における障害物の除去に関すること</li> <li>3 危険建物、危険区域等の安全確保に関すること</li> <li>4 ヘリコプター緊急離発着場の開設に関すること</li> <li>5 所管事項にかかる復旧対策に関すること</li> </ol>
まちづくり 経 済 部 ※農業委員会 事務局を含む	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通対策にかかる総合調整に関すること</li> <li>2 交通情報の収集および提供に関すること</li> <li>3 代替交通手段および緊急輸送路の確保に関すること</li> <li>4 都市の復旧、復興に関する基本方針、計画等の策定に関すること</li> <li>5 観光客等の避難誘導および安全確保に関すること</li> <li>6 観光関係団体との連絡調整に関すること</li> <li>7 農林業、商工業、観光施設等の被災状況調査に関すること</li> <li>8 緊急食糧その他救援物資の確保、調達および配送に関すること</li> <li>9 所管事項にかかる復旧対策に関すること</li> </ol>
教 育 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教職員の非常配備に関すること</li> <li>2 児童・生徒の避難誘導および安全確保に関すること</li> <li>3 児童・生徒の安否確認および安否情報の収集等に関すること</li> <li>4 児童・生徒の応急教育体制の確保に関すること</li> <li>5 被災児童・生徒の救護に関すること</li> <li>6 被災児童・生徒への学用品の支給に関すること</li> <li>7 学校施設の被害状況把握、復旧および安全確保に関すること</li> <li>8 避難指定施設の保全および管理・運営に関すること</li> <li>9 応急給食の実施に関すること</li> <li>10 所管施設の被害状況把握、復旧および安全確保に関すること</li> <li>11 施設の利用者の避難誘導および安全確保に関すること</li> </ol>

部 名	武 力 攻 撃 事 態 等 に お け る 業 務
(教育部)	12 文化財等の被害状況の把握および保全に関すること 13 所管事項にかかる復旧対策に関すること
会 計 課	1 現金および物品の出納および保管に関すること 2 義援金の受理および管理に関すること 3 他の部に対する応援に関すること 4 所管事項にかかる復旧対策に関すること
議会事務局	1 市議会との連絡調整に関すること 2 他の部に対する応援に関すること 3 所管事項にかかる復旧対策に関すること
総合病院	1 医療および助産救護班の編成および派遣に関すること 2 傷病者の収容に関すること 3 患者の安全確保に関すること 4 所管事項にかかる復旧対策に関すること
選挙管理委員会事務局	1 他の部に対する応援に関すること 2 所管事項にかかる復旧対策に関すること
監査事務局	1 他の部に対する応援に関すること 2 所管事項にかかる復旧対策に関すること
消 防 団	1 避難の指示等の伝達に関すること 2 避難住民の誘導に関すること 3 消火、救助・救急および災害の防御に関すること 4 行方不明者等の捜索に関すること 5 常備消防との連携および活動支援に関すること 6 被災情報の収集および伝達の協力に関すること

【参考】武力攻撃事態等における東京消防庁（消防署）の業務

（都国民保護計画抜粋）

機 関 の 名 称	分 掌 事 務
東京消防庁 第九消防方面本部 青梅消防署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 消火、救助・救急に関すること 3 危険物等の措置に関すること 4 避難住民の誘導に関すること 5 警報伝達の協力に関すること 6 消防団との連携に関すること 7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること 8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

(4) 市保護本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市保護本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実にもとづく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市保護本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

ウ 都と連携した広報体制を構築する。

④ 関係する報道機関への情報提供

※ 関係報道機関一覧は資料編に掲載

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施および国、都等の対策本部との連絡、調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市保護本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

また、市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市保護本部副本部長、市保護本部員その他の職員のうちから市保護本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地連絡調整所の設置

市は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

《参加機関の例》

都、警察、消防、保健所、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

《実施内容》

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

※ 市は、すでに都または関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有および活動調整を行う。

(7) 市保護本部長の権限

市保護本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、的確かつ迅速な実施を図る。

- ① 市域における国民保護措置に関する総合調整  
市保護本部長は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。
- ② 都対策本部長に対する総合調整の要請  
市保護本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都および指定公共機関ならびに指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。<sup>(\*)</sup> また、市保護本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関および指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。この場合において、市保護本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。
- ③ 情報の提供の求め  
市保護本部長は、都対策本部長に対し、市域にかかる国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。
- ④ 国民保護措置にかかる実施状況の報告または資料の求め  
市保護本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域における国民保護措置の実施の状況について報告または資料の提出を求める。
- ⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め  
市保護本部長は、市教育委員会に対し、市域にかかる国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。この場合において、市保護本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (8) 市保護本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）および都知事を経由して市保護本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市保護本部を廃止する。

## 2 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線もしくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用または臨時回線の設定等により、市保護本部と市現地对策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員をただちに現場に配置する。また、その状況についてただちに都を通じて総務省消防庁に連絡する。

<sup>(\*)</sup> 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

(3) 通信輻輳<sup>ふくそう</sup>により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳<sup>ふくそう</sup>により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

**3 特殊標章等の交付および管理**

市長は、あらかじめ定める特殊標章等の具体的な交付要綱（第2編第1章第5（2）参照）にもとづき以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付および使用させる。

- (1) 市の職員で国民保護措置にかかる職務を行う者
- (2) 消防団長および消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置にかかる業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関およびその他の関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 国・都の対策本部との連携

#### (1) 国・都の対策本部との連携

市は、都の対策本部および都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図るとともに、都対策本部長から都対策本部派遣員として市職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

#### (2) 国・都の現地対策本部との連携

市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国・都の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会<sup>(\*)</sup>を開催する場合には、市対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。さらに、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・都と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

### 2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 都知事等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務にかかる国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 都知事等に対する指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

<sup>(\*)</sup> 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関または指定地方公共機関に対し、その業務にかかる国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

**3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等**

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

なお、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長または市の国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊東部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。

また、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動および治安出動<sup>(\*)</sup>により出動した部隊とも、市保護本部および現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

**4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託**

(1) 他の区市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の区市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等にもとづき応援を求める。

(2) 都への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
  - ・委託事務の範囲および委託事務の管理、執行の方法
  - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託または委託にかかる事務の変更もしくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

<sup>(\*)</sup> 内閣総理大臣の命令にもとづく治安出動（自衛隊法第78条）および都知事の要請にもとづく治安出動（自衛隊法第81条）

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行うとともに、必要があるときは、地方自治法の規定にもとづき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。  
また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## 6 市の行う応援等

- (1) 他の区市町村に対して行う応援等
  - ① 市は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
  - ② 他の区市町村から国民保護措置にかかる事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、都に届け出る。
- (2) 指定公共機関または指定地方公共機関に対して行う応援等  
市は、指定公共機関または指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備または物資の確保についての応援を求められた場合において、その求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 自主防災組織等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援  
市は、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による警報の内容の伝達や避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。
- (2) ボランティア活動への支援等  
市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。  
また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地または避難先地域におけるニーズや活動状

況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握するとともに、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民、被災者等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

## 第4章 国民の権利・利益の救済にかかる手続

### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置にかかる不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済にかかる手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせ等に対応する総合的な窓口を開設するとともに、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、迅速に対応する。

#### 【国民の権利利益の救済にかかる手続項目一覧】 ※第2編第1章第1・4（再掲）

救 済 手 続 項 目		担 当 部
損失補償 (法第159条 第1項)	特定物資の収用に関する事 （法第81条第2項）	まちづくり 経 済 部 生活安全部
	特定物資の保管命令に関する事 （法第81条第3項）	〃 〃
	土地等の使用に関する事。（法第82条）	関係各部 生活安全部
	応急公用負担に関する事。 （法第113条第1項・5項）	〃 〃
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条 第1項、123条第1項)	生活安全部
不服申立てに関する事。（法第6条、175条）		〃
訴訟に関する事。（法第6条、175条）		〃

※ 表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。この場合において、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぎ、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合および国民保護措置に関して不服申立てまたは訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第5章 警報および避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体および財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達および通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達、通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達・通知

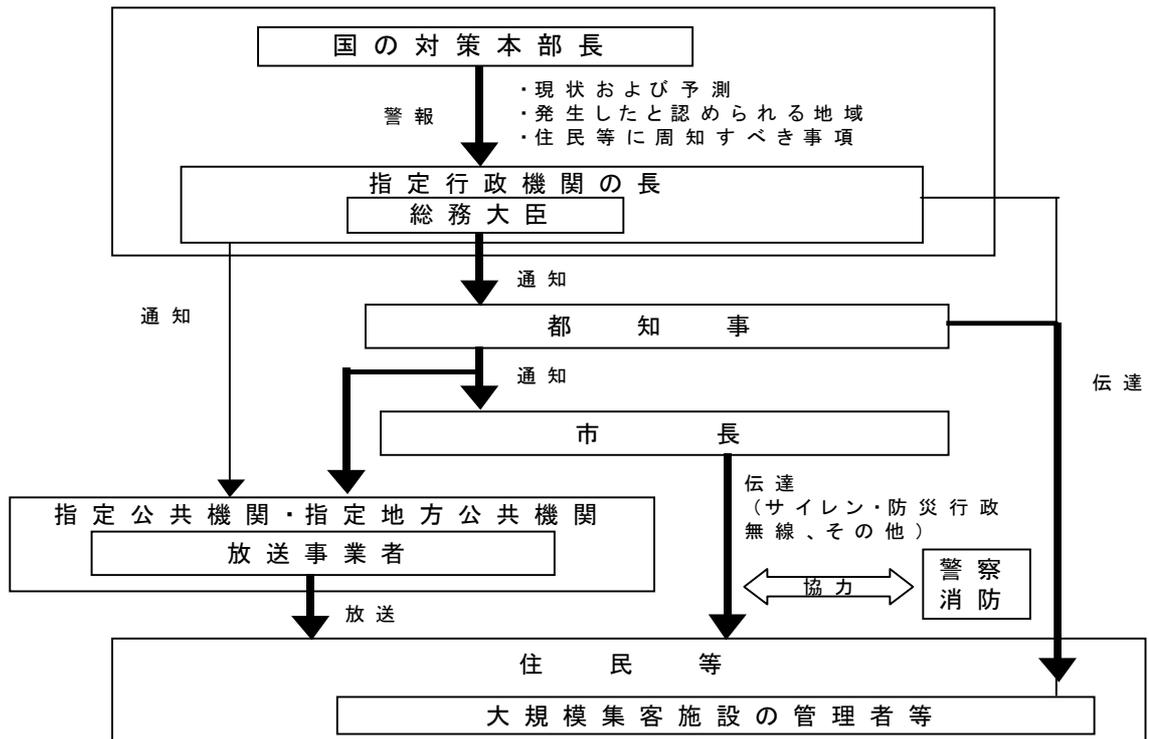
##### (1) 警報の内容の伝達等

- ① 市は、都から国の対策本部長が発令した警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民および関係各機関（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。
- ② 市は、都と協力して、市内の大規模集客施設等の、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立総合病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.ome.tokyo.jp/>）に警報の内容を掲載する。

#### 【警報の通知・伝達の概要】



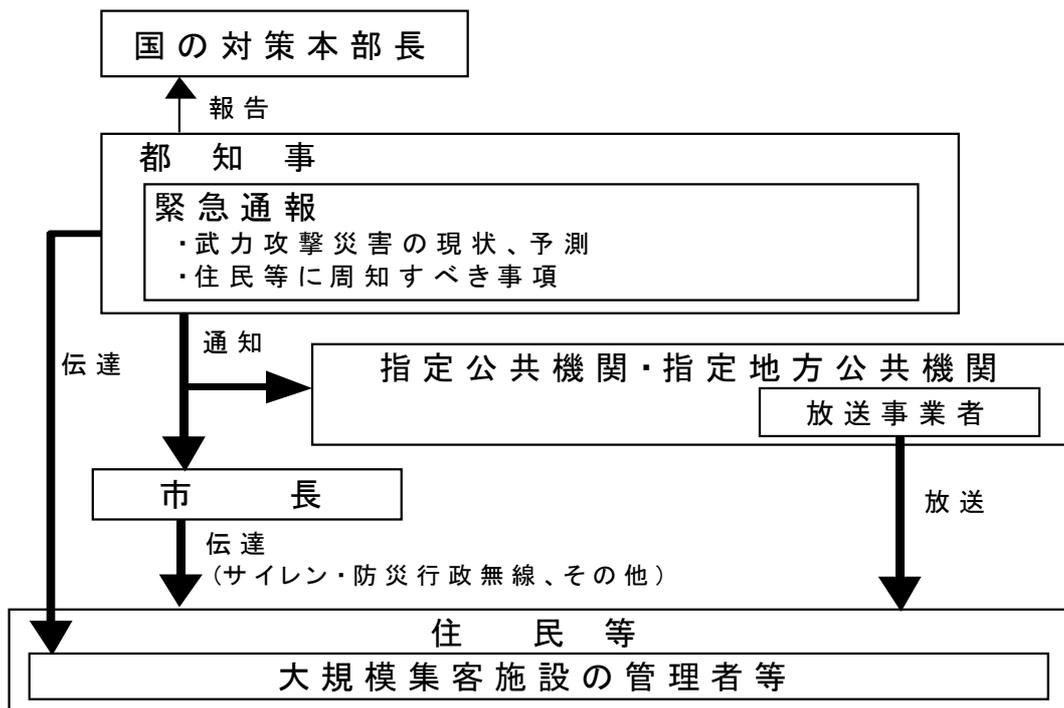
## 2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段にもとづき、原則として以下の要領により行う。
- ① 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
- この場合においては、原則として、J-A L E R T（全国瞬時警報システム）により同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
- ア 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
- イ 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
- ウ 広報車の使用、自主防災組織による各世帯への伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。
- (2) 市は、警報の内容の伝達に当たり、東京消防庁（青梅消防署）の協力が得られるよう、その消火活動および救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。
- なお、この場合、青梅市消防団は、東京消防庁（消防総監または青梅消防署長）の所轄のもとに行動するものとする。
- また、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機等を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（青梅警察署）と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等の災害時要配慮者に対して配慮するものとし、正しい情報が迅速に伝達され、避難などに備えられるよう留意する。
- (4) 警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

## 3 緊急通報の伝達および通知

都知事が発令する緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

【緊急通報の発令の概要】



## 第2 避難住民の誘導等

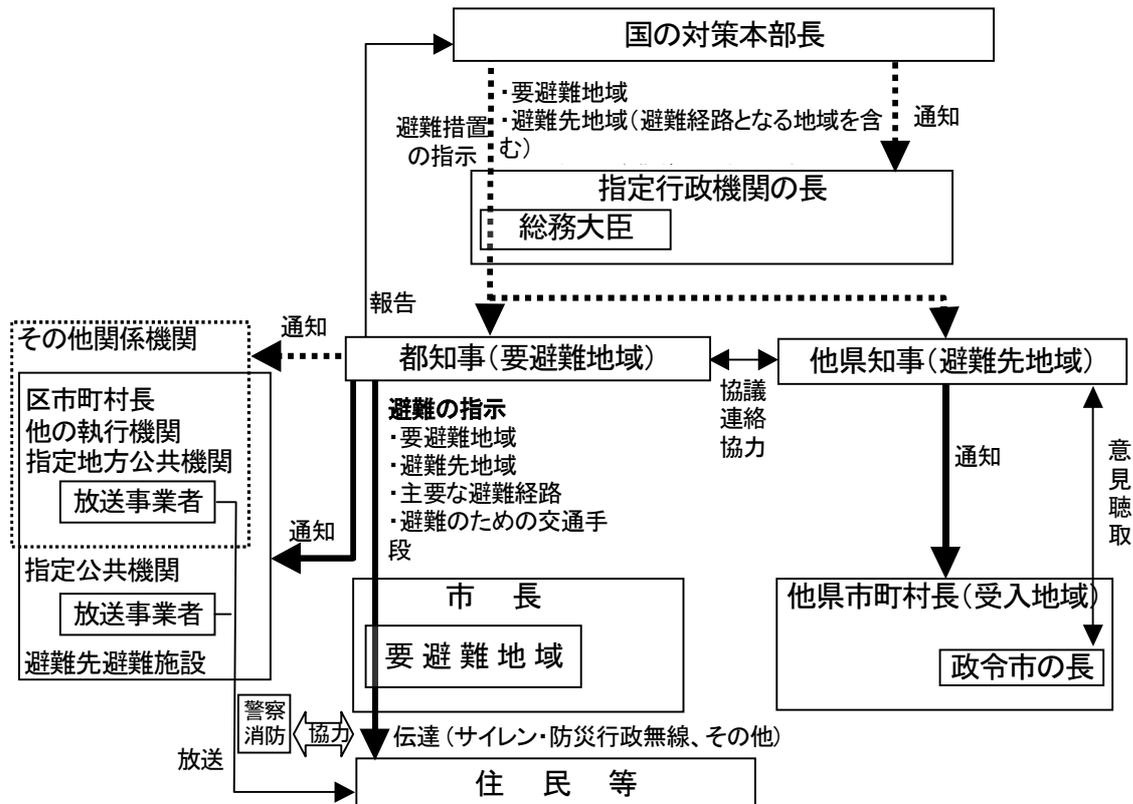
市は、都の避難の指示にもとづいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。

また、市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達および避難住民の誘導について、次のとおり定める。

### 1 避難の指示の伝達

- ① 市長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- ② 市長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民等に対して迅速に伝達する。

#### 【避難の指示・伝達の流れ】



## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

- ① 市長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁（青梅警察署）、東京消防庁（青梅消防署）、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

- ② 避難の指示の内容が修正された場合または事態の状況が変化した場合には、ただちに、避難実施要領の内容を修正する。

### 【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導にかかる関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

### (2) 避難実施要領に記載する項目

市長は、上記法定事項および都国民保護計画にもとづき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域および避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所および集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段および避難の経路
- ⑦ 市職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認  
(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握  
(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送) )
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)  
(都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 災害時要配慮者の避難方法の決定 (災害時要配慮者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用にかかる調整、道路の状況にかかる道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊および米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

市長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定にかかる調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

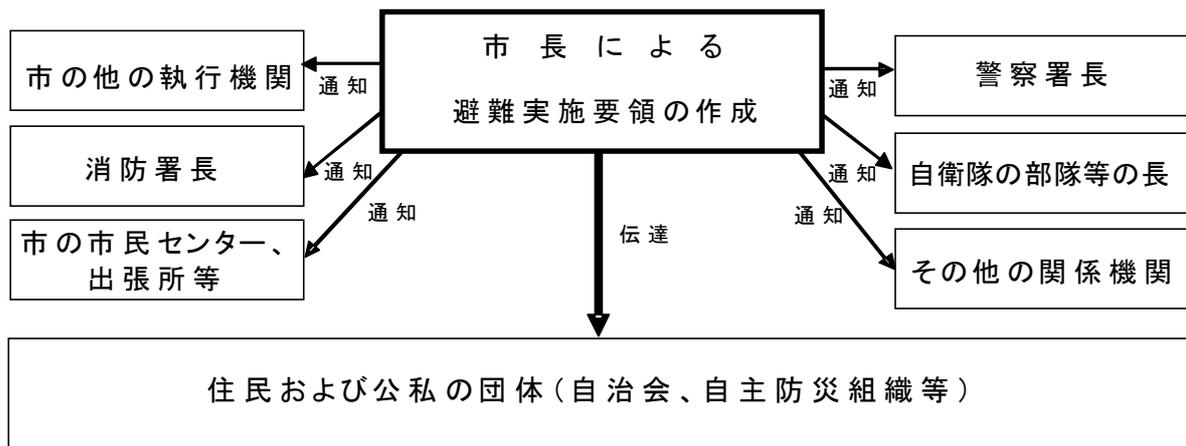
この場合、市長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) および国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、ただちに、その内容を、住民および関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、ただちに、その内容を市の他の執行機関、青梅消防署長、青梅警察署長、東京地方協力本部長 (自衛隊) およびその他の関係機関に通知するとともに、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

### 【避難実施要領の通知・伝達の流れ】



## 3 避難住民の誘導

### (1) 市による避難住民の誘導

① 市長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監（青梅消防署長）および消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。この際、市職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、常に毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服等の着用、腕章、旗、特殊標章等の携行をさせる。

② 夜間においては、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

### (2) 東京消防庁との連携

市長は、避難住民の誘導を行うに当たっては、消火活動および救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（青梅消防署長）の協力を得て実施する。

なお、市消防団は、消防総監または青梅消防署長の所轄のもとに行動するものとする。

### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、必要があると認めるときは、警察署長または国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官または自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請するとともに、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品、飲料水や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品や飲料水の提供、医療の提供その他の便宜を図るとともに、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。

その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等災害時要配慮者への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要配慮者対策班を設置し、都要配慮者対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする

なお、災害時要配慮者の避難に関して、市は、避難場所や避難所等の拠点までの運送を支援する。

(7) 残留者等への対応

避難住民の誘導にあたる市職員は、警視庁（青梅警察署）、東京消防庁（青梅消防署）、青梅市消防団等とともに、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報にもとづき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努める。また、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難場所の運営

市は、原則、市域に所在する避難場所を運営する。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、警視庁（青梅警察署）が行う被災地や避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、互いに協力して住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

また、市は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準にもとづき、施設および施設内の設備等を適切に保全するものとする。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室および農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者である市は、道路の通行禁止等の措置を実施したときは、警察と協力して、ただちに住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 都に対する要請等

- ① 市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。  
その際、派遣された都の救護班等の応急医療体制と連携を図る。
- ② 市長は、避難住民の誘導にかかる人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- ③ 市長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
- ④ 市長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行なう際など、市のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請するとともに、必要に応じ都職員の派遣について要請し、避難先となる県との調整を求める。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。この場合において、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては都を通じて国の対策本部長に、指定地方公共機関にあっては都の対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(15) 核攻撃の避難退域時検査および簡易除染の実施

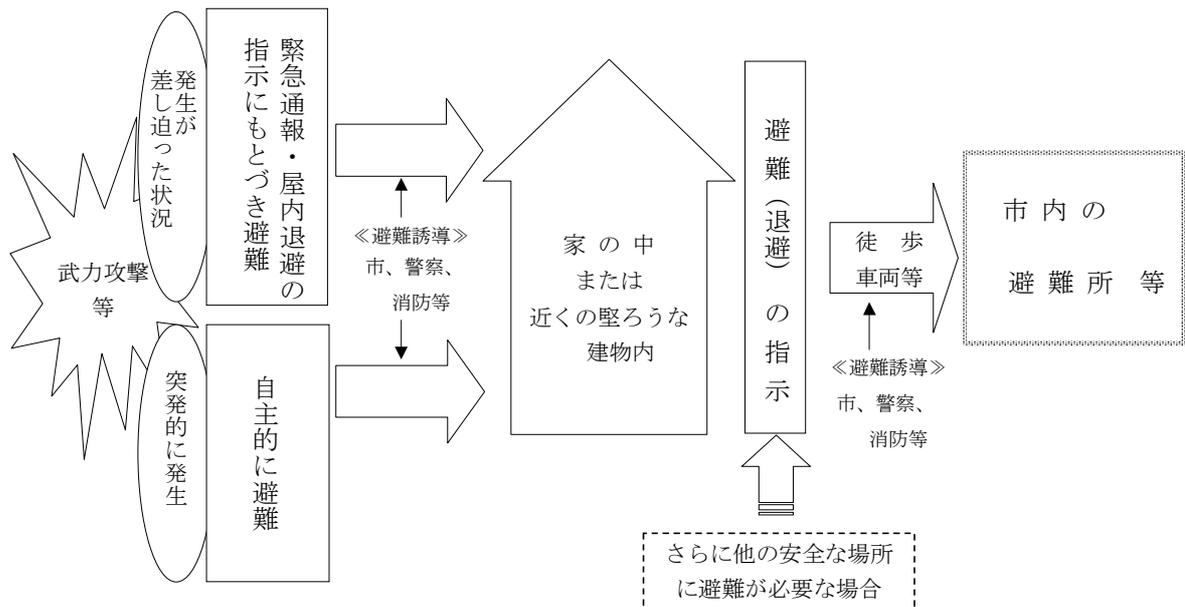
核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査および簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

#### 4 想定される避難の形態と市による誘導

##### (1) 突発的かつ局地的な事態の場合（ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等）

###### ① 屋外で突発的に発生

市が要避難地域となった場合は、自主的にあるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、その後の避難の指示等にもとづき、避難所等まで誘導する。



##### 《該当する事態類型と避難上の留意点》

#### ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示および都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本となる。ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要となる。

イ 状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠である。

また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。

ウ 当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。

その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、都、警視庁（青梅警察署）、東京消防庁（青梅消防署）、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定する。

エ 事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有

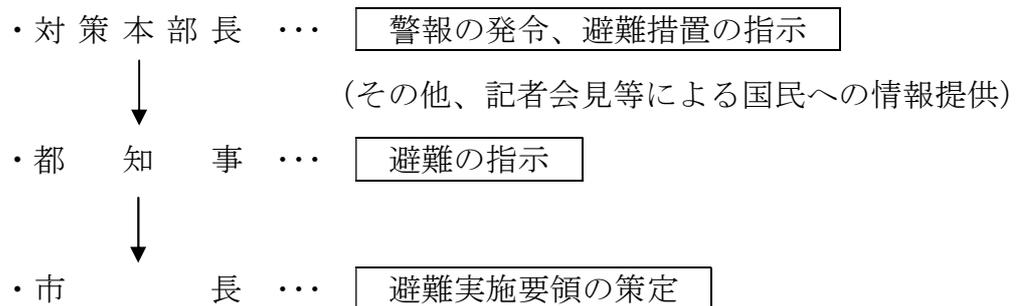
し、関係機関からの助言にもとづく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる。

#### 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）

- ア 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要となる。
- イ 当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設への避難の指示がなされる。
- ウ ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- エ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示および避難の指示にもとづき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

- ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

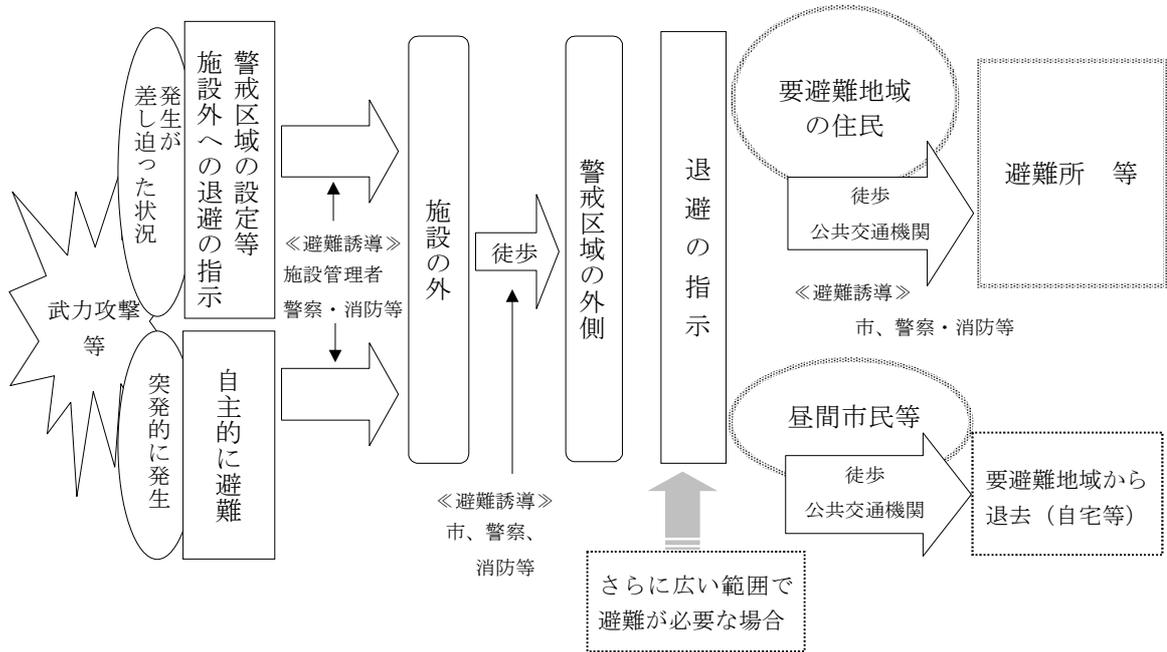
#### 航空攻撃（通常爆弾等）

弾道ミサイル攻撃に準じる。

#### 緊急処理事態（大規模テロ等）

大規模テロ等（緊急処理事態）への対処で記述

- ② 大規模集客施設等内で突発的に発生  
 市は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等にもとづき、避難所等まで誘導する。



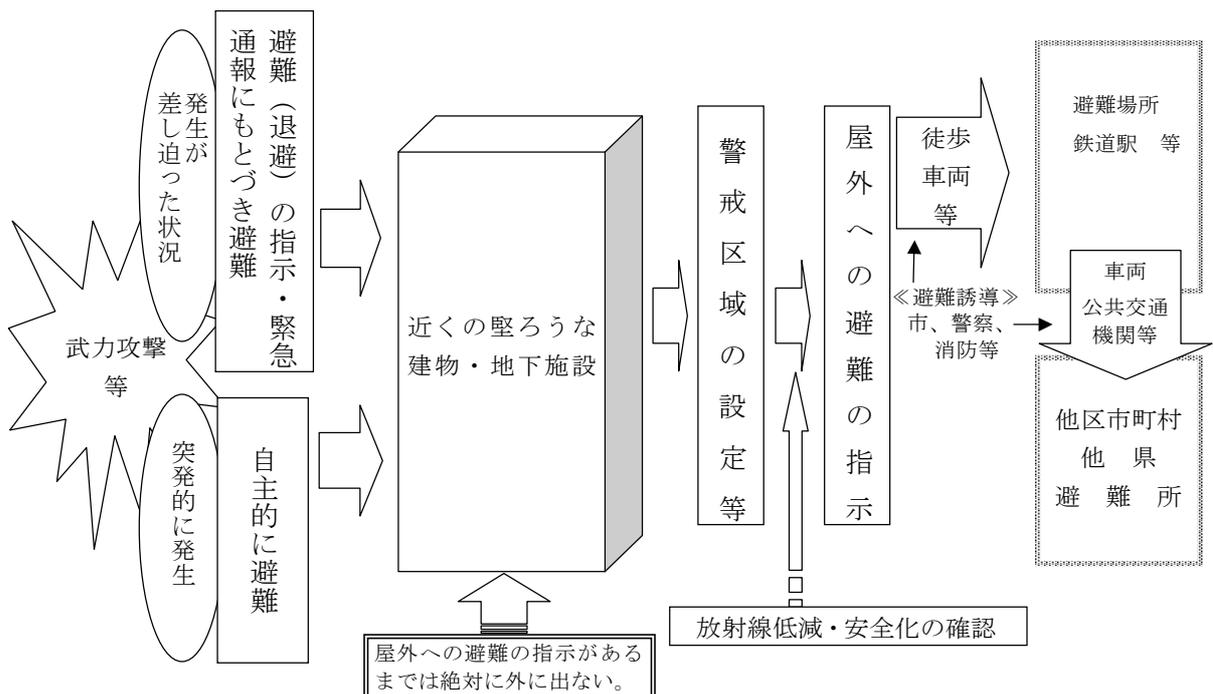
《該当する事態類型と避難上の留意点》

緊急対処事態（大規模テロ等（NBC攻撃を伴う場合を含む））

「第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処」で記述

- (2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

市が要避難地域となった場合は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等にもとづき、避難場所等を経て、他区市町村（他県を含む。）の避難所まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

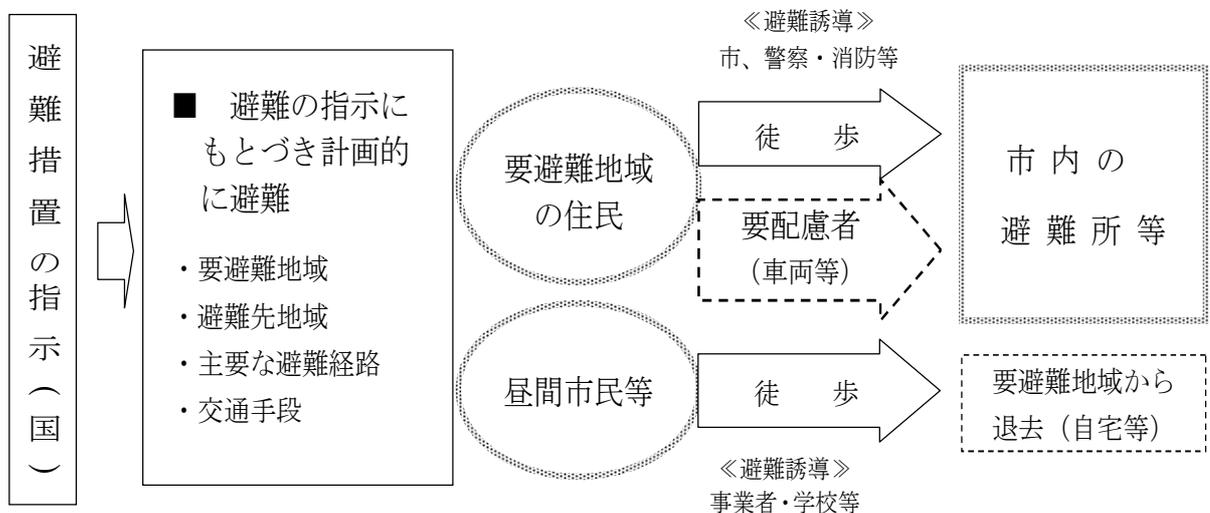
- ア 攻撃当初は爆心地周辺からただちに離れ、近くの堅ろうな建物・地下施設等に避難する。
- イ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる。
- ウ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下をさけ極力風向きと垂直方向）がなされる。
- エ ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。

航空攻撃（核弾頭）

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

(3) 時間的余裕があり、かつ局地的な事態の場合

市が要避難地域となった場合は、避難の指示等にもとづき、避難住民を市内の避難所等まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難



## 第6章 救 援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、都とあらかじめ調整した役割分担にもとづき、都および関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

#### (2) 救援の補助

市長は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 都への要請等

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国および他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の区市町村との連携

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置またはその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の程度および方法の基準

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度および基準」という。）および都国民保護計画の内容にもとづき救援の措置を行う。

この場合において、「救援の程度および基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

## 4 救援の内容

### (1) 収容施設の供与

#### ① 避難所

##### ア 避難所・二次避難所の開設

市は、当該区域内が避難先地域となった場合、都との調整にもとづき、避難先地域内に避難所を開設する。ただし、都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は、都が開設する。

##### イ 避難所・二次避難所の管理

市は、市の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準にもとづき、施設および施設内の設備等を適切に保全する。ただし、都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。

##### ウ 避難所・二次避難所の運営

避難所の運営については市が行うものとする。ただし、多くの避難住民を収容するために都があらかじめ指定する施設および民間施設を避難所とする場合には、都が運営を行う。

また、女性や災害時要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める。

##### エ 救援センターの設置

市は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

##### オ 救援センターの主な業務

「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

- ・避難住民に対する食料等の配給
- ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・避難住民の生活状況の把握
- ・市長に対する物資・資材等の要請 等

##### カ 都対策本部（避難所支援本部<sup>(\*)</sup>）への報告

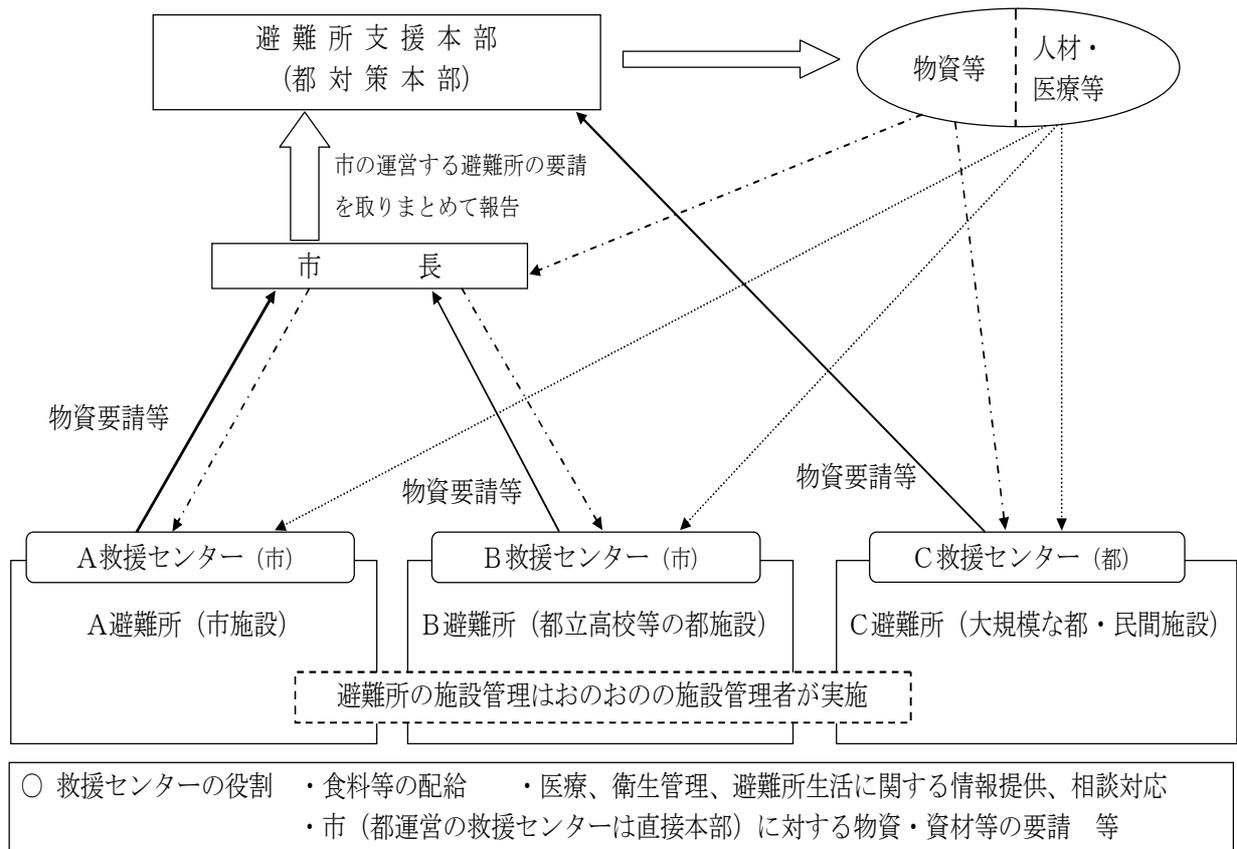
市長は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は、当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

(\*) 都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱にもとづき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは、直接物資要請がなされる。）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしている。

- ・救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給
- ・応急医療の提供
- ・学用品の供給
- ・避難所における保健衛生の確保 等

《避難所支援本部・救援センターの役割》



② 応急仮設住宅の設置、運営

市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定および入居者管理を行う。

(2) 食品・飲料水、生活必需品等の供給または貸与

① 食品、生活必需品等の供給等

食品、生活必需品等の供給等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都および市における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、市における備蓄品(都の事前配置分を含む。)または調達品をもって充てる。

② 飲料水の供給

水道による飲料水の供給が不可能または困難になった場合、市は、都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

(3) 医療の提供および助産

① 医療に関する情報提供

市は、市医師会および都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

② 被災者への医療の提供および助産

市は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供するとともに、必要に応じて、都に対し、医療提供に関する次の支援を求める。

- ・医薬品、医療資材の補充
- ・都医療救護班の派遣
- ・都医師会等に対する派遣要請
- ・その他広域的な応援要請

③ 患者の搬送

市は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。

また、医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、都と連携し、状況に応じて次により行うものとする。

- ・東京消防庁に対する搬送要請
- ・市や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプター等による搬送

(4) 被災者の捜索および救出

市は、警視庁（青梅警察署）および東京消防庁（青梅消防署）が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 埋葬および火葬

市は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

また、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

市は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供するとともに、適正に管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

(8) 学用品の供与

市は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告するとともに、市の報告にもとづき都が一括して調達した学用品を配付する。

(9) 行方不明者の捜索および遺体の取り扱い

市は、警視庁（青梅警察署）および東京消防庁（青梅消防署）が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。

また、警視庁（青梅警察署）等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容、処理等を行うとともに、遺体の処理の時期や場所、遺体の処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存、検案等の措置）等について、都、警視庁（青梅警察署）等と必要な調整を行う。

(10) 土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、被災後の生活確保を支援するため、武力攻撃災害により住居またはその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしている場合で、住民自らの資力では除去することができないときは、都と協力し<sup>(\*)</sup> これらを除去する。

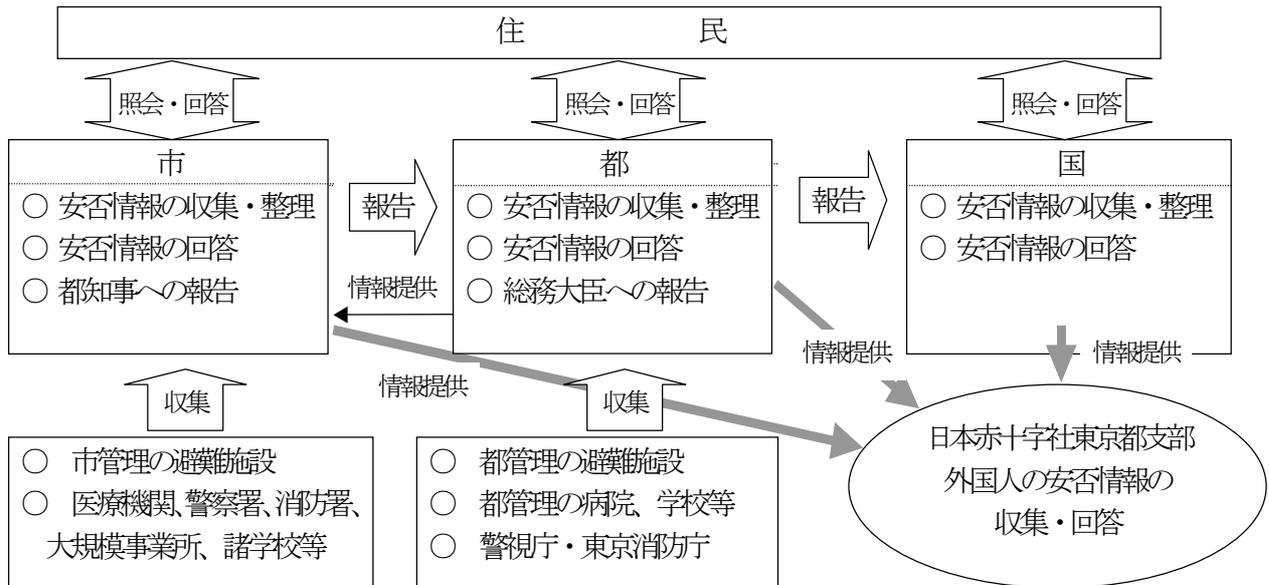
---

<sup>(\*)</sup> 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、市と協力して土石、竹木等の除去を実施。

## 第7章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集および提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理および報告ならびに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

### 【安否情報の収集、整理および提供の流れ】



### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

市は、避難住民や負傷あるいは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号および第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める他の方法により収集する。

#### 《収集の役割分担》

- ・市……………市管理の避難施設、市の施設（学校等）  
                   市内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・都……………都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）  
                   警視庁、東京消防庁等

## (2) 安否情報収集への協力要請

市は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、当該協力は、各機関の自主的な判断にもとづき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

## (3) 安否情報の整理

市は、安否情報システムを活用し、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 2 都に対する報告

市は、都への報告に当たっては、原則として、安否情報システムへの入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、安否省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口や照会方法について、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として安否省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

### (2) 照会者の本人確認

- ① 市は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険証等）を窓口において提出または提示させる。
- ② 市は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出または提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項にもとづき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

(3) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会にかかる者の安否情報を保有および整理している場合には、(2)により本人確認等を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号により、当該照会にかかる者が避難住民に該当するかどうかおよび武力攻撃災害により死亡し、または負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会にかかる者の同意があるときまたは公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取り扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷または疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

**4 日本赤十字社に対する協力**

市は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、前記3(3)、(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第8章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全確保に留意しながら他の機関と連携して活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市は、国や都等の関係機関と協力して、市域にかかる武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 都知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市単独で武力攻撃災害を防除および軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 都知事への通知

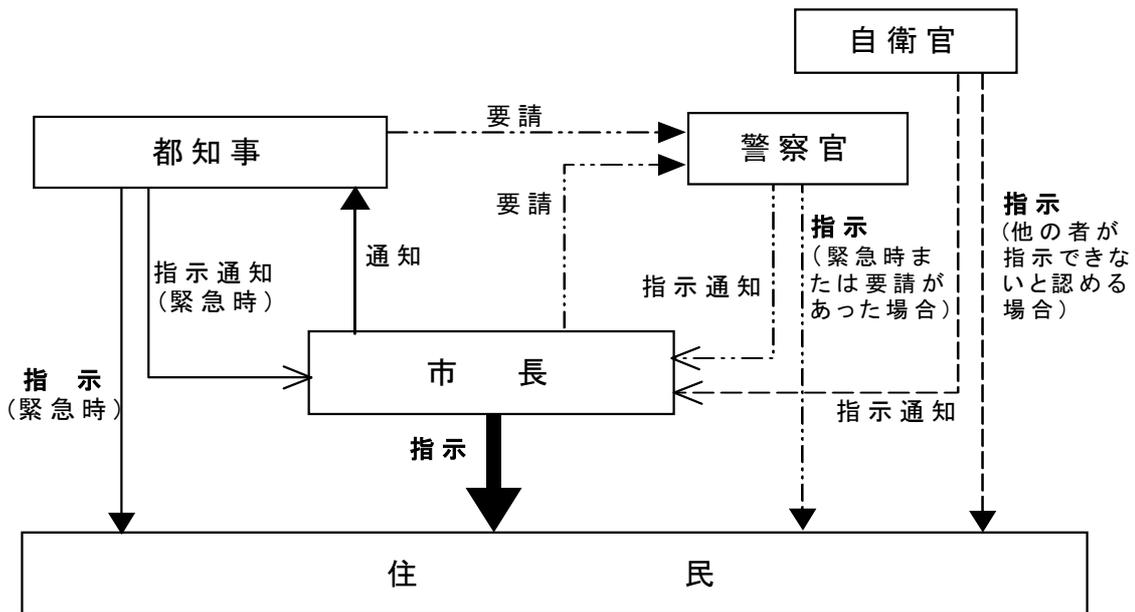
市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員、警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

## 第2 応急措置等

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断にもとづき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 退避の指示

《退避の指示の概要》



#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。<sup>(\*)</sup>

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（関係機関によりすでに設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示（例）】

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

<sup>(\*)</sup> 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険がおよぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

① 屋内への退避の指示

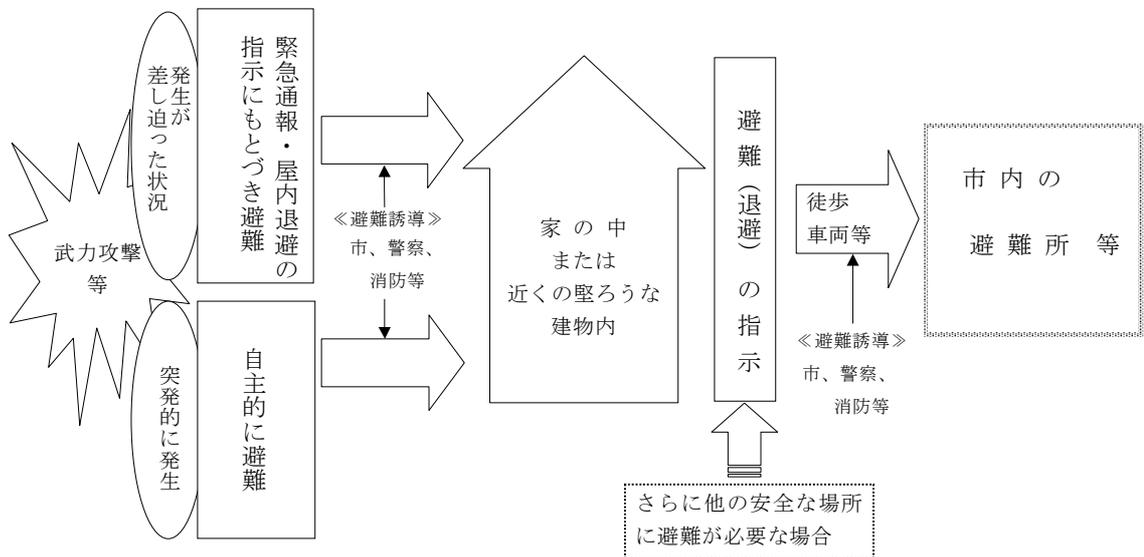
市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

なお、「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

《屋内退避のイメージ》



【屋内退避の指示 (例)】

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅ろうな建物や地下施設など屋内に一時退避すること。

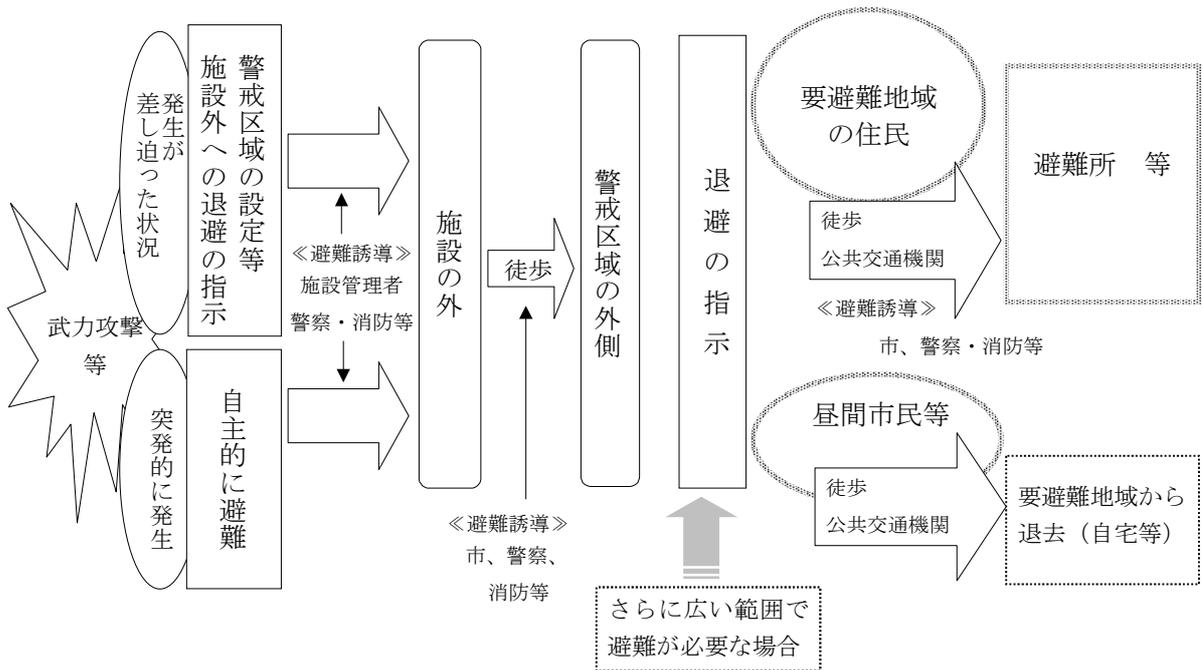
② 屋外への退避の指示

市長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。

なお、「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

- ・ 駅や大規模集客施設などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

《屋外退避のイメージ》



【屋外退避の指示 (例)】

〇〇駅構内にいる者は、△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市長は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。  
 なお、退避の必要がなくなり、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 市長は、都知事、警察官または自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市職員に対して、二次被害が生じないよう国および都からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、保健所、自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全確保に配慮する。
- ② 市長は、市職員が退避の指示にかかる地域において活動する際には、必要に応じて警察、消防、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段の確保や地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市保護本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定するとともに、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

③ 市長は、警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察等と連携して、車両および住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、都知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、警戒区域内で活動する職員の安全確保を図る。

## 3 応急公用負担等

### (1) 市の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備または物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用または土石、竹木その他の物件の使用もしくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物または物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

**4 消防に関する措置等**

(1) 市が行う措置

市長は、東京消防庁による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 東京消防庁の活動

東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体および財産を守るため、次のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、東京都国民保護計画において定めている。

- ① 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ② 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- ③ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
- ④ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
- ⑤ 東京消防庁は、消防職員および消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

また、消防団は、消防総監または青梅消防署長の所轄のもとに行動する。

(3) 医療機関との連携

市長は、市医師会や都と協力して、負傷者等の搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(4) 安全の確保

- ① 市長は、二次被害が生じないよう国対策本部および都対策本部からの情報を市保護本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全確保のための必要な措置を行う。
- ② 市長は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、保健所、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、関係各機関との情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市保護本部との連絡を確保させるなど安全確保のための必要な措置を行う。

- ③ 消防団は、施設・装備・資機材および通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監または青梅消防署長の所轄のもとに、その活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ④ 市長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針にもとづき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

なお、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による主体的な安全確保のための取組を促進する。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市保護本部を設置した場合には、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、自らが管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市は、必要に応じ警視庁（青梅警察署）、東京消防庁（青梅消防署）等その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

#### 2 危険物質等にかかる武力攻撃災害の防止および防除

国民保護法施行令第29条の規定にもとづき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物（市内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所もしくは取扱所（移送取扱所を除く。）または市域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、または取り扱うものに限る。）にかかる下記②および③の措置については、東京消防庁が行うこととなる。

##### 【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限
  - ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬または消費の一時禁止または制限
  - ③ 危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄
- ※ 消防法第2条第7項の危険物にかかる①の措置については、同法にもとづき東京消防庁が実施

## 第4 N B C攻撃による災害への対処等

市は、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針にもとづき必要な措置を講ずる。このため、N B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

### (1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場およびその影響を受けることが予想される地域の住民に対して退避の指示をし、または警戒区域を設定する。

また、市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警視庁（青梅警察署）、東京消防庁（青梅消防署）等の関係機関と協力し、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

### (2) 国の方針にもとづく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針およびそれにもとづく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針にもとづいて、所要の措置を講ずる。

### (3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市保護本部において、警視庁、東京消防庁、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。その際、必要により現地連絡調整所を設置し（または職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国および都との連携のもと、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

#### ① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都にただちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、警察等の関係機関および保健所と連携して、消毒等の必要な措置を行う。

市の国民保護担当部署は、生物剤を用いた攻撃の特殊性<sup>(\*)</sup>に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害状況等の把握方法とは異なる点を踏まえ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源および汚染地域への作業に協力する。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助および除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条第1項にもとづく措置】

法108条 第1項各号	対 象 物 件 等	措 置
第 1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第 2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限または禁止 ・給水の制限または禁止
第 3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第 4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第 5 号	建物	・立ち入りの制限 ・立ち入りの禁止 ・封鎖
第 6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

(\*) 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。

生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要である。

市長は、前記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（前記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

また、前記表中第5号および第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

国民保護法施行令第31条にもとづく通知事項

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水または死体（前記表中第5号および第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物または場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全確保に配慮する。

## 第9章 被災情報の収集および報告

市は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集および報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

- 1 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時および場所または地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的および物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 2 市は、情報収集に当たっては青梅警察署、青梅消防署等との連絡を密にする。
- 3 市は、収集した被災情報の第一報を、都<sup>(\*)</sup>に対し次に掲げる被災情報の報告様式を用いて、電子メール、FAX等によりただちに報告する。
- 4 市は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について前記3と同様の報告様式を用いて、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、ただちに都に報告する。

---

(\*) 災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分  
 青 梅 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（または地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 青梅市〇〇町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人 的 被 害				住 家 被 害		そ の 他
死 者	行 方 不 明 者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
		重 傷	軽 傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢および死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概 況

## 第 10 章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

また、必要に応じて都に要請をおこなう。この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断および消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都と連携し、飲料水の確保および飲料水の衛生確保のための措置を行うとともに、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談および指導を都と協力し実施する。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理および清掃に関する法律にもとづく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬または処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬または処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬または処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬または処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

### (2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成 2 6 年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、他の市町村へ応援等にかかる要請を行うとともに、都に対しても他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

## 第 1 1 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、住民の生活基盤等を確保する必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資もしくは役務または国民経済上重要な物資もしくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占めおよび売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災した児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際には、関係機関と連携し、必要に応じた学校施設等の応急復旧等適切な措置を講ずる。

#### (2) 市税の減免等

市は、避難住民等の負担軽減を図るため、法律および条例の定めるところにより、災害の状況に応じて、市税に関する申告、申請、請求等の書類の提出や納付、納入に関する期限の延長、また、市税の減免および徴収猶予の措置を実施する。

### 3 生活基盤等の確保

市は、公共的施設の管理者として、当該道路等を適切に管理する。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設および設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧措置を講じることとし、そのために必要な事項について、次のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設および設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設および設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、保守要員等により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、ただちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、自らが管理する下水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、自らが管理する施設および設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、その復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって都と連携して実施する。

### (2) 市が管理する施設および設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設および設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途、国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償および損害補償

#### (1) 損失補償

市は、国民保護法にもとづく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整および指示にかかる損失の補てん

市は、都の対策本部長が総合調整を行い、または避難住民の誘導もしくは避難住民の運送にかかる指示をした場合において、当該総合調整または指示にもとづく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

## 第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）などの武力攻撃事態への対処に準じて行う。

本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における警戒」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載する。

### ■ 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

### ■ 想定される事態類型

事態類型	事例
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、ダムの破壊
② 大規模集客施設等への攻撃	イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

### ■ 共通する特徴

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事案発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、劇場等）で発生する可能性が高い。

### ■ 市緊急対処事態対策本部の設置指定前における事案発生への対処

市は、突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定および市緊急対処事態対策本部（以下「市緊急対策本部」という。）の設置指定が行われるまでは、緊急に市民等の安全等を確保するため、市災害対策本部等を設置し、災害対策の仕組みを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定および市緊急対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。<sup>(\*)</sup>

<sup>(\*)</sup> 国民保護法にもとづく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

## 第1章 初動対応力の強化

テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、市が管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設等）およびライフライン施設等の初動対応力の強化を図る。

また、平素およびテロ等の発生時、市や市が管理する施設、大規模集客施設、ライフライン施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）、市域を管轄する警察、消防、自衛隊等関係機関（以下「警察・消防・自衛隊等関係機関」という。）等が連携協力して対処する体制を構築するため必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 危機管理体制の強化

#### (1) 大規模集客施設等との連携

- ① 市は、大規模集客施設等において、大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、必要に応じ連絡会議を設置するなど、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。
- ② 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対処し、政治・経済・社会活動に及ぼす影響を局限するため、市域に所在する大規模事業所・大規模集客施設・医療機関・養護施設・大学等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握や情報交換等を行う。

#### (2) 医療機関等との連携

- ① 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、市域に所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワークおよび協力関係の構築に努める。
- ② 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源活用するため、市に所在する研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

#### (3) 市が管理する施設、大規模集客施設、ライフライン施設等の危機管理の強化

市は、都、警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対処を重視する。

### 2 対処マニュアルの整備

#### (1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備

市は、都が作成する各種対処マニュアルおよび市の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備する。

(2) 市が管理する施設、大規模集客施設、ライフライン施設等における対処マニュアルの整備促進

市は、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対して市等が作成する各種対処マニュアルおよび当該施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請する。

### 3 発生現場における連携協力のための体制づくり

(1) 大規模集客施設等との連携

市は、大規模集客施設等において、大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、警察・消防・自衛隊等関係機関および施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備する。

(2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議

市は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資器材等）について、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と協議する。

### 4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

市は、自らが管理する施設、大規模集客施設、市街地等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、警察・消防・自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等の協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

### 5 装備・資材の備蓄、調達

市は、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所等において活動する職員等の安全確保のために必要となる装備・資材等について、都および警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を考慮し、新たに備蓄または調達するよう努める。

《備蓄または調達する資材の例》

- ・防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ゴーグル、ガス検知器、線量（率）計
- 除染資器材（除染所用テント、除染装置、簡易プール等）、消毒液等

### 6 訓練等の実施

市は、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、実践的な図上訓練・実動訓練やNBCに関する研修等を行う。

## 7 住民・昼間市民への啓発

市は、テロ等の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務や不審物等が発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市外からの通勤者、観光客等に対しても、警察・消防等関係機関、施設管理者等と連携し、普及啓発に努めるとともに、不審物等が発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

## 第2章 平時における警戒

市は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行うこととし、そのために必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 危機情報等の把握・活用

市は、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努めるとともに、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

### 2 危機情報等の共有

市は、市災害対策本部等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

### 3 警戒対応

市は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、ただちに自らが管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の強化を要請する。

また、危機情報の緊急性に応じて都が整備する東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準（平成18年決定）に準拠し、市が管理する施設における同基準を整備する。

## 第3章 発生時の対処

市は、大規模テロ等が発生した場合、国による市緊急対策本部の設置指定の有無に関わらず、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組む。

また、国による事態認定や市緊急対策本部の設置指定が行われていない段階では、市災害対策本部等を設置し、災害対策の仕組みを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じた措置を行うこととし、その必要事項について、次のとおり定める。

### 1 市緊急対策本部の設置指定が行われている場合

市は、政府による緊急処理事態の認定および市緊急対策本部の設置指定が行われている場合、市緊急対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行うとともに、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて市緊急処理事態現地対策本部等を設置する。

また、国の現地対策本部が設置され、現地対策本部長が緊急処理事態合同対策協議会<sup>(\*)</sup>を開催する場合には、市緊急対策本部として当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報の交換や相互協力を努めるものとする。

### 2 市緊急対策本部の設置指定が行われていない場合

市は、災害対策の仕組みを活用して情報収集態勢を確立し、都および警察・消防・自衛隊等関係機関との連携協力のもと、危機情報等を把握するとともに、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都および警察・消防・自衛隊等関係機関（必要に応じて市域に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。）に通報する。

また、発生した事案に迅速的確に対処するため、市災害対策本部（政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合）等を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定、市緊急対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

### 3 市災害対策本部等による対応

#### (1) 危機情報の収集

市は、都および警察・消防・自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集する。

<sup>(\*)</sup> 国の現地対策本部長は、緊急対処保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する緊急対処保護措置について相互協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の緊急処理事態対策本部等による緊急処理事態合同対策会議を開催するものとされている。

(2) 現地連絡調整所の設置等

市は、必要に応じて現地連絡調整所を設置（都または各機関が現地連絡調整所等を設置している場合は、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

《市が設置する場合の参加要請先》

- ・市を管轄する警察・消防・自衛隊、最寄りの保健所・医療機関等、現地において活動している機関

(3) 応急措置

① 状況の把握およびパニックの防止

市は、正確な状況把握に努めるとともに、住民等に正確な情報や落ち着いて指示に従い行動すること等について、速やかに防災行政無線等や各施設管理者による放送等で伝達を行い、パニックの防止に努める。

② 被災者の救援

市は、都および必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。

なお、二次災害の発生防止に万全を期すため、現地に派遣される職員・医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器、線量（率）計等を携行または装着させる等、職員等の安全管理の徹底に努める。

③ 被災者等の搬送

市は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動にかかる人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

④ 避難の指示・誘導

ア 市長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、または知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、住民等（必要に応じて市域に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。ただし、移動中に住民等に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内（コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示するものとする。

イ 市は、避難経路や避難場所に速やかに職員を派遣し、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携のもと、自治会・学校・事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。この際、大規模テロ等の類型に応じて都および自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

ウ 派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服等の着用、腕章・旗・夜間照明等を携行させる。

⑤ 警戒区域の設定・周知

市長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、または知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合は、明瞭な道路、建物等を用いて警戒区域を設定するとともに、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて市域に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。

⑥ 警戒対応の継続・強化

市は、事態の悪化またはテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、市が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

4 市緊急対策本部への移行

政府による事態認定および市緊急対策本部の設置指定が行われた場合、市は、ただちに新たな体制に移行し、市災害対策本部等を廃止する。

《 緊急処理事態における警報 》

市長は、緊急処理事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関係する機関等に対し警報を通知・伝達する。  
なお、警報に関するその他の事項は、武力攻撃事態等に準じて行う。

## 第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

市は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対処する。 (\*)

### 1 危険物質を有する施設への攻撃

#### (1) 攻撃による影響

可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発および火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

#### (2) 平素の備え

##### ① 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備

市は、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

##### ② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

市は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査、継続的な巡視等、緊急処理事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

#### (3) 対処上の留意事項

市は、事態の悪化またはテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

### 2 大規模集客施設等への攻撃

#### (1) 攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

#### (2) 平素の備え

##### ① 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備

市は、連絡会議等により、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

##### ② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

市は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査、継続的な巡視等、緊急処理事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

(\*) 大規模テロ等の類型のうち、大量殺傷物質（NBC）による被害への対応は、その特殊性や専門性から国が必要な措置を講ずることとなっているが、国の行う措置について市に協力を要請される場合もある。この場合、市は安全が確保されている地域で活動することを基本とし、市が保有するまたは都や国から支援を受けた装備・資器材等により対応可能な範囲内で必要な措置を行う。

③ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

市は、自らが管理する施設、大規模集客施設、市街地等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 市は、事態の悪化またはテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 警察等と連携した施設の警備強化
- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

② 市は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

**3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）**

(1) 攻撃による影響

ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。

また、ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能がかく乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。

このため、住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

(2) 平素の備え

① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

市は、自らが管理する施設、大規模集客施設、市街地等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

② 人心不安への対策

ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が過度に不安を抱くおそれがあるため、市は、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、国や都の啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

市は、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保およびパニック防止のための措置を講じる。

② 避難の指示

市は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所からただちに離隔するとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。

この場合において、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

③ 医療活動

市は、都や医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において、東京DMATにより実施される、除染済みの傷病者に対する緊急被ばく医療活動を支援する。この際、都等と連携し、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を実施し、安全管理の徹底に努める。

④ 汚染への対処

市は、都および警察・消防・自衛隊等関係機関が実施する除染および汚水の処理等に協力するとともに、避難住民等（運送に使用する車両およびその乗務員を含む。）の避難退域時検査および簡易除染、その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、必要な措置を講じる。

## 4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

(1) 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ、潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

① 近隣市町村との情報連絡体制の整備

生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、市は、近隣市町村との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

② 普及啓発

市は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、国や都の啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

市は、都および自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

② 医療活動

市は、都や医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において、東京DMATにより実施される、感染者またはその疑いのある者に対する医療活動を支援する。この際、都等と連携し、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

また、都は多数の被災者に対応できるように、災害拠点病院の設備整備を促進する。

③ 感染への対処

市は、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等に対する感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。この際、都等と連携し、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる等安全管理の徹底に努める。

また、感染症の被害拡大防止のため、都や医療機関等と連携して次の措置を講じる。

- ・ 感染者またはその疑いのある者の搬送・移動制限
- ・ 感染範囲の把握
- ・ 消毒
- ・ ワクチン接種
- ・ 健康監視

## 5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

### (1) 攻撃による影響

屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。

また、気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がる。

### (2) 平素の備え

市は、市が管理する施設、大規模集客施設、市街地等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

また、サリン等の化学剤テロに使用される可能性が高いと考えられる物質について、盗難等に関する情報を入手したときは、サリン等防止法にもとづき、警察官、消防吏員等に報告するとともに、必要な警戒対応を検討する。

### (3) 対処上の留意事項

#### ① 初動対処

市は、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

#### ② 避難の指示

市は、住民等に対し、化学剤が使用された場所からただちに離隔するとともに、風上にあり、かつ、外気からの気密性の高い屋内または汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

#### ③ 医療活動

市は、都や医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において、東京DMA Tにより実施される、除染済みの傷病者に対する医療活動を支援する。この際、都等と連携し、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させ、医療活動に従事させる。また、都は多数の被災者に対応できるように、災害拠点病院の設備整備を促進する。

#### ④ 汚染への対処

市は、都および警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、同区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。この際、都等と連携し、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる等安全管理の徹底に努める。

また、都および自衛隊等関係機関が実施する除染および汚水の処理等に協力する。

## 6 交通機関を破壊手段とした攻撃

### (1) 攻撃による影響

航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模およびその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。

また、爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

### (2) 平素の備え

市は、自らが管理する施設、大規模集客施設、市街地等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

### (3) 対処上の留意事項

市は、事態の悪化またはテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導



## 青梅市国民保護計画

発行日 平成28年9月

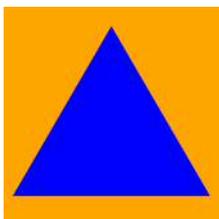
編集・発行 青梅市生活安全部防災課

〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1

電話 0428-22-1111（内線2504）

FAX 0428-22-3508

ホームページ <http://www.city.ome.tokyo.jp/>



\*表紙のマークは、国民保護措置を行う団体とその要員、建物および物品の保護ならびに避難所を識別するために使用するもので、特殊標章と言います。

ジュネーヴ諸条約・追加議定書I（1949年）で定められている国際的な標識です。